

山梨県の保育における国際児の受け入れについて

—多文化教育・保育の研究（1）—

安富利光*
阿部真美子
池田政子

I 多文化教育・保育に関わる研究動向と視点

このテーマは日本の幼児教育・保育分野においては、1980年代末頃からようやく研究蓄積が目立つようになってきたごく新しいものである。その関心の背景は日本においても外国人労働者や帰国児童、海外在住の日本人児童の増加によって異文化への適応の問題、あるいは異文化の乳幼児の受け入れの必要が生じたことである。だが受け入れ状況に関する調査はいくつかの地域で開始されたばかりであり、全国規模の調査も含め状況把握は今後の研究課題となろう。こうした研究状況から我々の研究はまず山梨県の受け入れ状況を把握すると共に、そこでの問題点、さらに国際化と保育への意識について探ることにしたのであるが、それに先立ち、近年の日本の幼児教育・保育分野における研究動向について若干の検討を試みることを通して、研究課題や視点について整理しておくこととする。

1 受け入れ状況の調査

これまでの調査から、実践現場の問題や課題についてどのような指摘がなされているかを見ておこう。

大場他(1991)¹⁾の調査（東京都区内の中で外国人受け入れ率の高い8区の保育所の所長、保母を対象）では、次のような諸問題の指摘がされている。園長の立場からは、言葉・食事・宗教への対応の困難、行政による対応策の遅れ、園側の受け入れ

体制と園長の国際感覚が問題であるとされ、担任の立場からは滞在期間と入所年齢が園生活への適応に影響し、在日期間に短く比較的年齢が高い子どもに、言葉による伝達・交流での困難度が増すこと、また保護者との文化・育児観の違い、特に言葉の違いによる意志疎通の困難が問題であるとされている。さらに受け入れに対する保育者の意識を取り上げ、意志疎通の大切さの自覚、異文化との接触、親の懸命な生き方にふれたことが評価されている。また「どの国の子も同じ」という言葉で表された、子どもの成長を共通のものと見る見方が受け入れの前提になっているとし、これを評価する一方で、「たんに子どもが園の生活に合わせることが早いか遅いか、という保育者側の一方的な関心だけではなく、むしろ保育者も他の子どもたちも、よその国からやってきた友達の生活世界に关心をもつこと、交流をはかるチャンスにすることに積極的になることが必要」、「その子たちがそれぞれの国の将来の担い手になるという点で、園の生活にすんなり順応させることが唯一の方向ではない」とし、「出会いを通して自らの異文化接触の経験を活かしていく自覚的な姿勢がつくれるかどうか」に「保育者の内なる国際化」がかかっていると指摘している。

2 「国際化の保育」へのアプローチ

1. 適応と受け入れ方についての諸見解

異文化という未知の環境に入っていく幼い子どもの適応と受け入れのありかたについていくつかの見解を見ることにするが、まず海外の異文化環

* 本研究の計画、調査の実施、結果の処理・分析、考察等は、全て共同作業により行なった。執筆の責任は三名が同等に負うものである。

境における日本人の乳幼児を対象とする研究をとり挙げる。

河合(1989)²⁾はアメリカ留学により現地のナーサリーに入れた3才6ヶ月の我が子の適応過程を具体的な姿で追い、認知心理学の立場（適応過程を周囲のコンテクストに自分を安心して置けるようになっていく過程と見る）から分析している。そこでは、異文化適応は子どもにとって何らかのショックがあり、その原因是母子分離不安に加えて言語によるコミュニケーションがうまくいかないこと、それまで有効であったルールに対する無力感にあるとする。従って基本的生活習慣のルール（あいさつ等）や仲間遊びのルールの発見と習得がポイントであり、そこから適応への第一歩が開始されると見ている。そして子どもは適応過程を生活と遊びの直接の文脈の中で理解すること、わずか数カ月の間に外的ルールを自分の中に取り込む柔軟性を持っていること、さらに不適応の場合、子どもがそれらを学ぶ努力をしていく過程を見守る姿勢と共に、時に後退させてあげられる心のゆとりがおとなとの側に必要であると指摘している。

神保(1991)³⁾は自分の子どもの体験と海外（香港）在留日本人乳幼児の保育実態にかかる研究から、言葉による保育者との意志疎通の重要性を痛感しており、自国の言葉によってコミュニケーションできる喜びとそこから他者との信頼関係を築くことが子どもにとって大切であること、さらに異質な存在を受容する心、他者への開かれた心の育成をすることを、日本の国際化の中での保育に対して提言している。矢吹(1991)⁴⁾は海外渡航児、帰国児という二重の異文化体験を基に成長して行く子どもを「国際児」⁵⁾という概念で捉え、日本の教育に国際的視点をもたらす存在と意義づけている。また海外での乳幼児の発達の基盤が、母親と子どもとのきめ細かな関わりの質にあり、それを支える相談、医療等の体制が重要であるとしている。さらに、国際的に育つには自己確立（自分らしく感じる自己を育てる）と接在共存（「かかわり合うものが、相対的に独立してありながら、共通性を作り、ともに動きながら育ち合う関係をつくり出すあり方」）を視点とし、「幼児にとって異文化体験状況とは未構造の広がりであり、そこからどのような構造化がなされるか」、「子どもの

言葉、認識、体験、行為、思考の関係の発展」を課題とする必要があると指摘している。

次に、日本における適応と受け入れ方にかかる見解では、言葉が大きな関心事となっているようと思われる。五十嵐(1991)⁶⁾は「外国児」の受け入れ経験から、2才以上の子どもの場合、他児との差はほとんど個人差の範囲で対応できたが、0才児（言語獲得期）の場合、両親共アメリカ人であるケースに、2才半の時点で言葉の遅れが目立つようになり、意志疎通に欠けることからフラストレーションによるトラブルの発生期間が長びき、基本的生活習慣、善惡の指導に十分な対応ができなかったという。この主原因は母親との育児観の違いの大きさにあると見ており、家庭の協力によって言葉の定着を図ることが必須であると指摘している。

村上(1991)⁷⁾は留学生の子どもを受け入れた4園の経験から幼児教育における国際化の現状について見解を述べる中で、母国語獲得期にあたる2才前後の子どもは多少混乱が生じる事例があること、子ども社会に早くとけ込むためには日本語の習得は欠かせないこと、そしてやがて母国に帰国する子どもには2言語の習得がなされることが望ましいとしている。

2. 「国際化の保育」の実践報告

進行しつつある現状を積極的に受け止め、これから幼児教育・保育実践を開いていくこうとする実践が見られるようになっている。

西野他(1991)⁸⁾は国際化のためには「お互いの独自性を尊重し、かつ相手の立場に立って考えられる思いやりの心をもつことが大切である」という立場から、「外国人乳幼児」を受け入れ思いやりの心を育てることをねらいとする保育実践に取り組んでいる。援助の工夫としては、親が迎えにくる時間までの比較的保育者にゆとりのある時間を使って1対1の関わりの時間をつくる、身振りや手振りを用いたり、生活上最低限必要な言葉をその子の母国語で話かけるなどコミュニケーションを図る工夫をする、遊びはみんなで遊べる遊びや身体遊び、フォークダンスを取り入れ、遊び方やルールを保母が一緒に遊んで教える、話し合いや言葉のやりとりを媒介にした遊びを取り入れる、絵本の読み聞かせでは興味を引きつけるため日本

語の後にその国の言葉を添える、その子の存在を認めさせるため、その国の言葉をみんなで言う、保母がその国の産物などを教え日本との関係について話すというように、その子が中心となる時間を設定する。特に配慮・指導した事柄として受け入れる側の日本の子どもに対し適切な場面を捉えでは、目や身体の色、言葉の違う人がいること、外国からきたばかりで日本語がわからないこと、自分が他の国に行ったらどうかなどと話しかけるようにしたり、世界地図を貼り地球にはいろいろな国と人がいること、同じ人間であること自覚めさせるための働きかけをしている。さらに異文化や風習の尊重を重視し、一方的に日本の文化や習慣を押しつけずに相手の意志を聞いたうえで行事をし、宗教上制限のある食品は給食から除き、また直接に文化の違いを体験させるため、給食担当者が外国人の家庭に行き菓子づくりを教えてもらいおやつに取り入れたり、各国の歌や舞踏を取り入れて行事の時に披露する等のプログラムを組んでいる。この保育には国際感覚を持ち、いろいろな国についての知識を身につけている保育者の国際性が必須であることが指摘されている。

渡辺他(1991)⁹⁾は人類の平和と文化に貢献できる人間の育成のための「国際化教育」を目指す視点から、異質多様性の受容と尊重に着眼し、「日常生活経験の中で自分とは異質、多様な人々を受け入れ、認め、尊重していく心を育てる」とねらいとする実践に取り組んでいる。またそれは核家族化、少子化等の進行の中で悪化した環境の日本の子どもの人間形成にとって意義を持つ保育としても位置づけている。その内容は「ホーム」という異年齢グループでの生活基盤づくり、「センター」という個々の発達に則した課題活動、「クラス」という同年齢での活動が柱となっている。保育内容の構成はいくつかのユニットから成り、自己を知ることから身近な人々、地域社会、いろいろな国、民族、習慣、文化等への興味へと広げ、最終的に人間の心を尊重することを取り上げるというものである。それらは例えばカーニバルで世界をテーマとする遊びを楽しむ、収穫感謝祭では家庭から持参した食品を年長児の代表が日雇い労働者の炊き出しに運ぶことによって日本の中にそうした人もいることに気づかせ、さらに世界の恵まれない人々に目を向けるユニットにつながると

いうシーケンスとなっている。こうした取り組みによって異年齢の効果は大きいこと、異質な存在を自然に感じること、世界についての知識を習得していること等が挙げられているが、重要なのは保育者の役割、援助の仕方であると強調されている。

3. 多民族・多文化保育の実践報告

多民族・多文化社会を前提とする次の藤田(1991)¹⁰⁾の実践報告は、以上のような「国際化の保育」とは必ずしも同一の視点では見られない内容のものであろう。それは国際化という視点では上記の実践と重なり合う部分を持つが、さらに多民族・多文化という概念が民族差別克服という歴史的課題を担って設定されているという点で違いがある。その実践では多文化・多民族社会を前提とし「幼いときから、自分の民族の文化や価値を尊重するとともに、他の民族の文化や価値を尊重する経験をもつ」という目標を掲げ、園生活では日本人の子どもは少数民族であり、保育者も朝鮮人と日本人の双方が配置されている。言葉は2言語で、食事、行事も2国のものをとり入れ、名前も本名で呼ぶ。この場合の2言語主義は民族の自己認識、自己受容が発達において重要であること、つまり母国語と自民族への誇りを持つことからとられている。それは三世、四世となってきた在日朝鮮人が日本において民族としての誇りを持って生きていくための多民族・多文化保育であり、その視点を抜きにして異文化間の共存、2文化の対等性は実現できないと考えられているように思われる。

4. 研究動向と視点との関連

以上のような近年の動向との関連において研究を進める上での視点と意義を以下のように整理しておきたい。またその中で示唆的な他の研究についても触れておく。

(1) まず1で見たように我々の研究フィールドである山梨県を対象とする調査によって、県のみでなく全国的な受け入れ状況の調査、状況把握に本県を加えることになる。1の研究からは、現場においては受け入れの上での諸問題が多くあること、それらを把握することが状況認識を作る上で重要であるという示唆を受け取ることができる。

具体的な着眼点としては、受け入れの体制(行政)の問題、対応・援助にとって困難な点は言葉、食事、基本的生活習慣、宗教、育児観等の文化の違いであること、入所年齢と滞在期間とが関係すること、そして保育者の受け入れについての意識が考えられる。さらに最後に指摘されている部分の異文化の存在を積極的にとらえようとする視点がどのように見られるか、国際化への認識がどのように見られるのかという点である。それらは我々の調査において加えるべき内容である。

(2) 2-1.の河合の研究に見るよう、異文化環境に入っていく当事者である幼い子どもの適応の過程について事例による研究の積み重ねの必要を感じさせられる。受け入れた乳幼児がどのような適応の過程を歩むのか、どのような困難に出会いどのような援助を必要としているのか、それらは年齢とどう関連するのか等は重要な研究課題となるであろう。

海外という異文化環境における日本の児童・生徒を対象とする我が国における研究は、乳幼児を対象とする研究より早く着手されており研究量はずっと多く、近年になってさらに研究の質的発展が見られるよう思う。例えば箕浦(1991)¹¹⁾の心理人類学からの研究アプローチでは、文化の核心即ち「人々の行動に内在し、その基底に横たわっている意味空間(意味付けの枠組)」の相違と適応過程との関連性、およびそれとパーソナリティ形成との関連性の重要性について指摘されている。一方、日本という異文化環境における留学生を対象とする研究成果も見られるようになっている。例えば倉地の研究(1991)¹²⁾は教育心理学からのアプローチであるが、「可変理論」(異文化理解・異文化コミュニケーションという目的のためには静態的に文化を捉えるのではなく、可変的なものとらえる)の実践化をテーマとし、対話・相互理解・自己実現の過程の具体的な援助方法を探り出している。上記の2つの研究は、適応における文化の捉え方がアプローチの相違を反映して対峙的であるが、共に適応や適応過程、援助の方法等について考えていくうえで貴重な研究であろう。

2-1.に見る研究の限りでは、異文化環境の乳幼児の適応、発達にとって家庭における母親との関係が基盤となるという点で一致した見解が見られる。そこから自己という概念および関わる体験と

力の形成がどのようになされていくかという研究の必要があることを感じさせられる。また適応にとっての意志疎通の重要性という点でも一致しているところであるが、その手段となると、河合は他国語を、神保は母国語を、村上は2か国語(母国語を土台に2言語へ)を重視しているようである。それぞれはコミュニケーション手段の獲得、母子関係の安定、集団生活への適応と2言語主義の立場というように、発達の側面のどこを重視するかということで異なっているように思われる。また年齢と、言葉や適応との関係性については、適応の問題のみでなく、受け入れのあり方(援助)を見ていく上で重要な視点となろう。

以上の諸点について一層の事例の研究の積み重ねの必要を感じさせられる。

(3)さて実践については、2-3.に見るよう、西野らは「異質な存在を受け入れた新しい環境を活かして思いやりの心を育てる」をキーワードに、外国人乳幼児とのコミュニケーションをはかる工夫を保育者の側がしており、日本の子どもに異文化理解教育¹³⁾を進めているように受け取れる。また渡辺らは異質多様性の受容に着眼し、園の生活から地域へ、自分から周辺へとさまざまな人間との関わり体験を通して、受容のための基盤の形成、さらには世界への認識へと広げようとするシークエンスを持つ保育であり、国際理解教育¹⁴⁾への展望が伺える。両者の実践研究から、「国際化の保育」は保育する側に異文化理解教育や国際理解教育への展望につながる視点が必要であることを感じさせられる。そのためには、日本における異文化にかかる研究は1960年代以降に比較教育の研究分野において研究蓄積が見られることから、それらの検討も必要になろう。また、「国際化の保育」への取り組みの積み重ねによって実践研究がより深められる必要があるのだが、先述の実践研究では両者共に国際性にかかる保育者の力量が不可欠となることでは一致している。乳幼児の環境として影響の強い保育者の資質に着眼し、国際化の保育について保育者の開放性という視点からアプローチした石川他(1991)¹⁵⁾の研究は、この点を捉える上で示唆的なものであると思う。

(4)多民族・多文化保育に関わる歴史的視点は重く考えるべきであることは言うを待たない。つまり現状では歴史的課題の克服と保育課題とは密

接につながるということを、2-3.によってあらためて認識せざるをえない。従って国際化の保育は、決して新しく生じた保育課題への取り組みだけから開けていくものではないということを認識しておくべきであろう。この点とかかわって玉置(1991)¹⁶⁾の提唱する「人権保育」という概念も示唆的である。また藤井他の研究(1978)¹⁷⁾は我が国の幼児教育・保育の分野における平和教育の重要性を訴えた数少ない研究である。OME P(世界幼児教育者機構)による幼児期からの国際理解と平和教育をテーマとする研究(1988)¹⁸⁾はそうした保育課題が国際的な保育課題であり、このテーマを実践研究としてどのように深めるかが日本の今後の保育に関わる者にとって避けがたい課題であることを一層自覚させられる。

以上の作業を通じて、我々は文化や適応の概念の設定の必要を感じたのであるが、今回の研究では異文化や国際理解の教育、平和教育という課題を受け止め、これから実践、その理論化を進める視点として多文化教育・保育という概念を用いることとした。そしてその視点につながる状況の芽生えを、新しく生じた環境の中で乳幼児や保育者が創りだしつつあるものにおいて捉える試みをしたいと考えた。

II 教育・保育の現場と国際化状況

1 山梨県の国際化の現状

本県の国際化の状況を、本県在住の外国人数の推移という面から見ると次のようにある。すなわち、山梨県国際課の資料によると¹⁹⁾、昭和55年の外国人数は1944名であったものが、平成3年には6212名と、12年間で3倍強の増加を示している。資料の初年度(昭和55年)の人数を100として、以後の各年の人数を指數で示せば表1のようになる。これによると、初めの数年間はほとんど増加が認められないが、昭和59年頃より増勢に転じ、昭和62年以降は加速度的に増加して、平成2年から3年にかけては前年比で57%もの増加となっている。

また、平成3年12月末現在での国籍別在住外国人の状況を見ると、その国籍は53カ国に及び、中でも表2の10カ国で全在住外国人の95.2%が占め

表1 山梨県在住外国人の増加状況

年度	指数	年度	指数
昭和55年	100	昭和61年	111
昭和56年	95	昭和62年	122
昭和57年	94	昭和63年	144
昭和58年	93	平成1年	152
昭和59年	102	平成2年	198
昭和60年	106	平成3年	312

表2 山梨県在住外国人の国籍別人口(10位まで)

国籍	人数	国籍	人数
韓国・朝鮮	1604	アメリカ	179
ブラジル	1409	タイ	84
フィリピン	1002	オーストラリア	58
中国	966	イギリス	56
ペルー	106	カナダ	41

られ、残りの4.8%に43カ国の人々が含まれることになる。

さらに、平成4年3月末現在の統計によれば、16才未満児の割合は全人数の8%強(542名)と見込まれている。

2 山梨県の保育関係団体および行政の対応

このような状況の中で、言語による知識伝達を主な手段とする学校教育現場は対応に迫られている。山梨県学校教育課によれば、平成4年10月現在、外国籍児童生徒は小・中学校併せて39校に88名が在籍し²⁰⁾、日本語指導の必要な者は全体で73名にのぼる。県教育委員会は平成4年2月に『ことばの指導』手引書として、学校教育現場で使用される用語や簡単な会話をポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語に翻訳した4種の手引書を作成し、当該児の在籍する学校に配布した。これは「日本語が十分理解できないことから、意思の疎通が困難で、学校における学習指導や生活指導に支障をきたしたり、家庭への連絡事項が伝わらないなど、いくつかの問題が生じて」いるとの認識によっている²¹⁾。また同年4月には、外国籍児童生徒専任として日本語指導に当たる教員8名を当該児の多い学校(センター校)に加配した²²⁾。

一方、就学前の外国籍の子どもたちが幼稚園・

保育所などの保育の場にどの程度在籍するかなどについて、県全体としてはまだ正確な実態の把握がされておらず、県レベルの行政対応はこれからという段階である。むしろ、現在は、保育現場の動きが先行している。山梨県保育所連合会では、平成4年2月に県内の公・私立の保育所全園を対象としたアンケートによる実態調査を行なっているが(回収率55%)、この時点で父母あるいはそのどちらかが外国人である子どもが在籍する保育所は、回答園の28.1%(29園)であり、父母の国籍はブラジル、中国他9か国にわたっている。この29園のうち約6割が「問題点がある」としており、そのほとんどは「言葉が通じない」ことをあげていた。このような事情を背景に、甲府市保育所連合会では他県の自治体が発行した手引書の一部を利用して『外国人児童のための手引き集 スペイン語・ポルトガル語→日本語』を印刷し、平成4年8月、甲府市内の各保育所に配布した⁵⁾。一方、市町村の動きとしては、甲府市が入所にあたっての必要事項や保育に必要な日常会話をポルトガル語、スペイン語、英語の3か国語に翻訳する作業が進行中であり、来年度は冊子にして保育所に配布の予定である。ここ2~3年市内に外国人就労者が増え、入所申請があつて窓口で対応する際、担当者が困ったことが動機となったとのことである⁶⁾。現在のところこのような試みは他の市町村ではまだ見られないようである。

3 全国の動向

総務庁の『外国人の就労に関する実態調査結果に基づく勧告』(1992年1月)によると、「就学前の外国人子女数」の全国の市区町村での把握状況は、教育委員会が外国人登録担当課と連携して就園対象者を把握しているもの11、幼稚園および保育所入所者数の把握ができているもの11、外国人に対する幼稚園・保育所の制度および就園(入所)に関して外国人向けのガイドブック等により周知を実施しているもの10となっており、全国的にも自治体の対応がやっと始まった段階と言える。またこの『勧告』では、文部省は「外国人子女」の幼稚園への就園の円滑化を図る必要があるとして、「都道府県教育委員会又は都道府県に対し、地域における就学前の外国人子女の実情に応じ、外国人に対する幼稚園制度についての情報提供の充実

を図るよう指導に努めること」を同省に求め、また、厚生省に対しても保育所に関して同様の内容について市区町村の指導に努めるよう求めている。例えば、既に名古屋市では英語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語の5か国語の「保育所入所申請のご案内」「入園のしおり」「保育所入所申請書」「保育所日常生活会話集」を発行し⁷⁾、川口市でも保母向けに英語、中国語、朝鮮語、ポルトガル語の日常生活会話集を作成している⁸⁾。

保育現場でも、外国人乳幼児の保育が保育界全体の大きな課題として認識されるようになっている。全国私立保育園連盟編の『保育所問題資料集—保育所白書シリーズ—』(平成4年度版)では「年々、外国人の子どもの入園が多くなり、…保育者も戸惑うことが多くなり、…各地で受け入れのための体制が考慮されることを望む」として、「保育園での外国人児童の保育」と題した章を割き、各地での受け入れの実践を掲載し、横浜市で外国人児童の保育のための保母の増配置がされたことを紹介している。また全国社会福祉協議会編の『保育の友』(1992年8月号)でも、「新しい時代を前にして、国際化最前線の保育園の課題を探ってみる」として、外国人の子どもの受け入れについて特集を組んでいる。このような状況の中で、1992年10月には厚生省が外国籍の乳幼児との保育状況について平成5年度に初の全国一斉実態調査を行ない、これを基に外国人の親と日本人保母向けに各国語手引書を作る計画であることが報じられた⁹⁾。

III 研究の目的と方法

1 目的

以上のように、山梨県に関しては、外国人を保護者とする乳幼児の保育の問題は学校教育の現場ほどには顕在化していない。しかし、上述の山梨県保育所連合会の調査に見るよう、個々の保育現場では、異文化で育った子どもの受け入れ事例も少なからず見られ、対応に困難な点のあることが指摘されており、外国人在住者の急増の状態からしても、保育関係者にとって避けられない問題になると予測される。

外国人乳幼児の保育の問題が顕在化しにくい一

つの要因は、乳幼児の保育が言語を手段として知識伝達をするという側面が相対的に少なく、子どもの適応が就学児に比べ順調であると見なされやすいことであろう。それだけに、単に日本の文化への同調・同化を適応ととらえるのではなく、子どもの人権と母国の文化を尊重した養護や保育・教育への配慮が一層必要となろう。

本研究では、多文化社会における乳幼児期の人間形成とこれにふさわしい援助および環境を考えるにあたって、保育の現場ではどのような対応が創り出されているのか、また何が問題となっているのか、その問題のありかを提示することを目的に、山梨県内の幼稚園および保育所での異文化を背景に持つ乳幼児の保育に関する現状の把握と、この問題に対する保育関係者の認識・意見の分析を行う。その際、両親の国籍によるカテゴリー化を行ない、次のような子どもを「国際児」と仮称することとした。

- A 両親が外国人である子ども
- B 父親が外国人である子ども
- C 母親が外国人である子ども
- D 外国で育って帰国した日本人の子ども

分析の視点は以下の通りである。

- (1) 山梨県の幼稚園・保育所では、過去5年間に上記の国際児がどの程度在籍したか、また現在在籍しているか。
- (2) 国際児を受け入れて保育することについて、保育関係者はどのような意見を持っているか、またそれはどのような理由によるのか。
- (3) 国際児を保育する場合、どのような面で困難があり、どういう配慮が必要であると認識されているか。
- (4) 国際児を受け入れた場合、他の子ども、保育者自身、保護者などにとってどのような影響があると認識されているか。
- (5) 山梨県の今後の動向についてどう予測し、行政に対しどのような要望を持っているか。
- (6) 保育者の「国際性」ということに関しどのように考えられているか。
- (7) 「国際化」、「保育の国際化」についてどのように認識されているか。
- (8) さらに以上の点について、認識や意見の違い

に影響すると予測される要因を次のように仮定し検討する。

- ①外国滞在経験
- ②園（所）長など管理者と保育者という立場・役割の違い
- ③幼稚園と保育所という乳幼児への関わりの機能の違い
- ④国際児の保育経験・担任経験の有無
- ⑤国際児のカテゴリー
- ⑥地域差（市部／郡部）

2 調査の方法と手続き

1. 質問票の構成

本研究の目的に従い、保育所（園）および幼稚園の管理者である園（所）長（あるいはその代理人）用（以下、A票）と、保育の直接担当者である保育者（保母・教諭）用（以下、B票）との2種の調査票を以下のように作成した。いずれも園名の記入は求めるが、回答者については無記名とした。

- (1) フェイスシート
職名・年齢・性別・外国滞在経験
- (2) 国際児の保育経験
 - ①国際児の在籍の有無（過去5年間、現在）
 - ②入所（園）希望に添えなかった事例の有無とその理由（選択肢、以下「選」とする）（以上はA票のみ）
 - ③国際児の担任経験の有無（選、B票のみ）
- (3) 国際児の受け入れについて
 - ①国際児を自園で受け入れることについての意見（選）とその理由（自由記述、以下「記」とする）
 - ②国際児の担任を決める際の態度（選、B票のみ）
 - ③国際児の受け入れに関する山梨県全体の今後の状況の予測（選）
 - ④県・市町村・国など行政に対する要望（記）
- (4) 国際児の保育について
 - ①国際児を保育する場合、対応・援助のむずかしい点（選、順位記入）。
 - ②国際児を受け入れた場合のプラスの面（記）
 - ③国際児の保育担当者が配慮すべき点（記）
 - ④国際児を保育する場合、園（所）長として配慮すべき点（記、A票のみ）

- ⑤国際児を保育する場合、園全体として配慮すべき点（記、B票のみ）
- (5) 國際化と保育者養成について
 ①国際性を備えた保育者の養成の必要性（選）
 ②保育者の国際性とは何か（記）
- (6) 保育の国際化、国際化とは何かなどについての意見（記）

2. 調査対象と手続き

表3 回答者の構成（人数）

	回答園数	A票	B票
幼稚園	57	52	50
公立	7	6	5
私立	50	46	45
保育所	215 ^{*1}	192	181
公立	139 ^{*2}	123 ^{*3}	120 ^{*4}
私立	76	69	61
無認可保育所	22	15	17
全 体	294	259	248

* 1 電話による聞き取り15園を含む。

* 2～4 それぞれ僻地保育所13、9、12を含む。

山梨県内のすべての幼稚園・保育所を対象とし、75幼稚園（国公立9、私立66）、258保育所（公立166、私立92）、51無認可保育所に上記2種の調査票を1部ずつ郵送した（1992年6月下旬から7月中旬）。回収については2種の調査票のそれぞれを同封の封筒に入れ、別個に返送するよう求めた。回収期間は、1992年6月29日から8月29日にわたった。

表4 回答者の特性

	園・所長	保育者
性別（人）	女性 男性	197 61 247 1
平均年齢（範囲）	49.7(27-79)	幼稚園 31.9(21-60) 保育所 38.8(20-58)
平均保育経験年数（範囲）	—	14.1(1-38)
海外滞在経験あり（%）	42.2	34.3

* 1 各特性とも無回答を除いた数値。

* 2 「海外滞在経験」は1日以上はすべて「あり」とした。全体では1週間以上2週間未満の滞在が約3割で最も多かった。

表5 國際児の在籍状況

要因	在籍児数	国際児のカテゴリー（%）				在籍する園数	1園あたり在籍児数	在園率（%）	
		両親外国人	父親外国人	母親外国人	帰国日本人				
過去5年間	全体	230	29.6	23.9	35.7	10.9	90	2.6	34.9
	幼稚園 保育所	103 122	19.4 39.3	21.4 27.0	40.8 28.7	18.4 4.9	31 55	3.3 2.2	59.6 28.8
	公立 ^{*1} 私立	65 57	38.5 40.4	30.8 22.8	27.7 29.8	3.1 7.0	30 25	2.2 2.3	24.4 36.2
	無認可 ^{*2}	5	0.0	0.0	100.0	0.0	4	1.3	26.7
	市部 郡部	154 76	31.8 25.0	25.3 21.1	32.5 42.1	10.4 11.8	53 37	2.9 2.2	45.3 26.2
	海外経験有 ^{*3} 無	126 104	25.4 34.6	19.0 29.8	42.1 27.9	13.5 7.7	46 44	3.1 2.4	42.2 29.5
現在	全体	161	41.0	9.3	42.2	7.5	85	1.9	32.4
	幼稚園 保育所	48 110	12.5 52.7	12.5 8.2	64.6 33.6	10.4 5.5	25 58	1.9 1.9	48.1 30.2
	公立 ^{*1} 私立	59 51	61.0 43.1	6.8 9.8	27.1 41.2	5.5 5.9	28 30	2.1 1.7	22.8 43.5
	無認可 ^{*2}	3	66.7	0.0	0.0	5.9	2	1.5	13.3
	市部 郡部	78 77	28.2 53.2	12.8 6.5	52.6 35.8	6.4 6.5	46 35	1.7 2.2	39.3 24.8
	海外経験有 ^{*3} 無	81 74	37.0 44.6	9.9 9.5	44.4 41.9	8.6 4.1	42 39	1.9 1.9	38.5 26.2

* 1 保育所の中での公立と私立の比較

* 2 無認可保育所

* 3 園（所）長の海外滞在経験による比較

回収率は2種の調査票のうち少なくとも1種に回答した園数を単位とすると、幼稚園76.0%、保育所83.0%、無認可保育所43.1%であった(表3)。以下の分析は、A票(園(所)長)259(幼稚園52、保育所192、無認可保育所15)、B票(保育者)248(幼稚園50、保育所181、無認可保育所17)に基づくが、自由記述による回答の分析の際は、無認可保育所関係を省略した場合がある。フェイスシート等による回答者の特性は表4に示したとおりである。A表の回答者は、園(所)長以外の主任、教頭など代理者である場合が80票あった。

IV 国際児の受け入れについて

1 受け入れの状況

上述のA～D 4群の国際児について、過去5年間および現在(平成4年6月1日時点)の幼稚園・保育所における在籍状況(受け入れ乳幼児数)を表5に示した。

現在、国際児の在園率(A票の回答園中、国際児の在籍がある園の割合)は、全体としては32.4%、1園あたりの在籍児数は2名弱となっており、国際児の保育経験のある園(過去あるいは現在、またはその両方について国際児の在籍した園)は、既に幼稚園69.2%、保育所48.3%に達している(付表1参照)。過去、現在ともに、保育所よりも幼稚園において、また保育所については公立よりも私立において、さらに郡部よりも市部において在園率が高い傾向が認められる。また、管

理者(園(所)長)が海外滞在経験のある園の方が在園率の高いことも指摘できる。

国際児のカテゴリー別にみると、過去5年間では全体として母親が外国人である子ども(C)が35.7%と最も多いが、幼稚園ではこの傾向が強い(40.8%)のに対し、保育所では両親が外国人である子ども(A)が最も多く(39.0%)という違いが見られる。現在は、全体としては、CおよびAがそれぞれ約4割で最も多く、特にAの子どもが増加していることが目立つ。これに対し父親が外国人である子ども(B)、外国で育って帰国した日本人の子ども(D)の割合は相対的に低くなっている。単純な比較はできないが、試みに過去5年間のカテゴリー別在籍児数の1年あたりの平均値と現在の在籍児数とを比べてみると(図1)、AとCの子どもがそれぞれ4.9倍、4.1倍、全体では3.5倍の伸びとなっている。

また上述の幼稚園と保育所の傾向の違いがさらに強まり、前者ではCの子どもが64.6%を占めるのに対し、保育所ではAの子どもが52.7%で最多となっている。公立保育所は私立保育所よりも在園率は低いが、Aの子どもが61.0%であり私立よりもかなり高い割合を占めている(図2参照)。また、市部と郡部は過去には顕著な差は認められなかつたが、現在の在籍児数については市部にCの子どもが多く、郡部にAの子どもが多い。

以上のことから、特に次の点が指摘できる。

①調査時点まで過去数年の間に、国際児の在籍数が急増している。

②中でも、両親共に外国人である子ども、母親が外国人である子どもの占める割合が増大している。

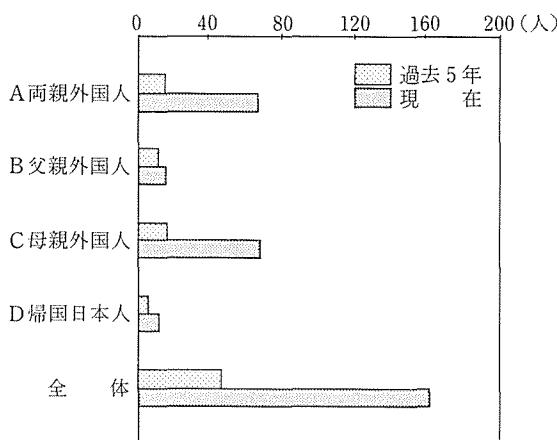


図1 国際児の在籍数(現在と過去5年間の平均との比較)

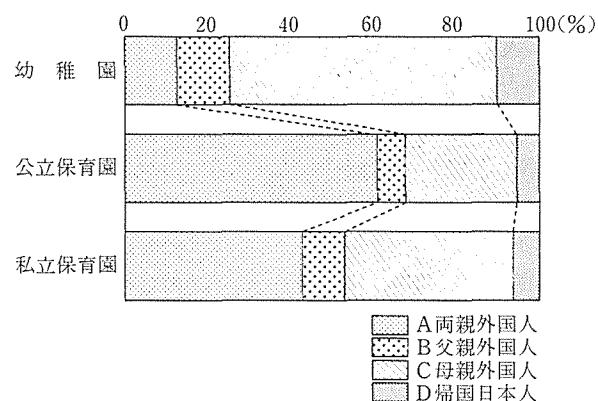


図2 国際児のカテゴリー別在園状況

表6 國際児の受け入れについての意見 (%)

	要因 (人数)	希望があれば受け入れる	現状ではむずかしい	どちらとも言いがたい	その他
園長・所長	全體(244)	59.4	18.9	15.6	4.5
	幼稚園(52) 保育所(192)	71.2 55.7	13.5 20.3	11.5 16.7	3.8 5.7
	保育経験 あり(120) なし(124)	76.7 41.9	10.0 27.4	10.8 20.2	1.7 8.1
保育者	全體(231)	48.9	32.9	15.2	1.7
	幼稚園(50) 保育所(181)	58.0 46.4	28.0 34.3	10.0 16.6	2.0 1.7
	担任経験 あり(88)*1 なし(142)	67.0 37.3	26.1 37.3	4.5 21.8	1.1 2.1

* 1 担任経験不明の1名を除く

③前者は保育所、後者は幼稚園に多く在籍し、受け入れている国際児のカテゴリーに違いが認められる。

これらの事実は、保育関係者の対応や意識を考察する際に、重要な前提として考慮されなければならないと思われる。

なお、過去5年間に入園希望に添えなかった事例として、44園より報告があったが、その事由は「定員の超過」12件、「保育に不安があった」10件、「役所に相談してからという指導」が7件、「外国人登録の不備」3件、その他12件となっている。

2 國際児を自園に受け入れることについて

1. 受け入れについての意見

表6に要因別の回答結果を示した。園(所)長については、全体として「入所(園)の希望があれば受け入れる」が最も多く(59.4%)、次いで「基本的には受け入れるべきだと思うが、現状では考慮すべき点も多くむずかしい」18.9%、「現在の所、どちらとも言いがたい」15.6%となっている。「受け入れる」という意見は、保育所(55.7%)より幼稚園(71.2%)で、また国際児の保育経験のない園(41.9%)よりもある園(76.7%)の園(所)長において多かった(図3)。

保育者全体についても最も多かったのは「受け入れる」という意見であるが、その割合は48.9%と園(所)長よりも少なく、「現状ではむずかしい」とする意見が32.9%と園(所)長よりも多くなっている。回答者の特性(要因)で見ると、「受け入

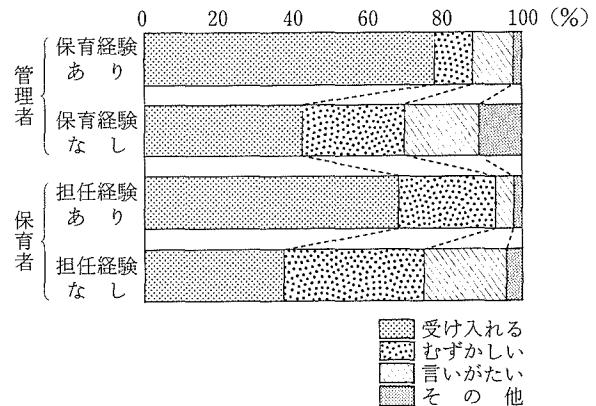


図3 國際児の受け入れについての意見と保育・担任経験

れる」という意見が保育所保母(46.4%)よりも幼稚園教諭(58.0%)に多く、また担任経験のない保育者(37.3%)よりある保育者(67.0%)が多い。この点は園(所)長と同様の傾向が指摘できる。このように、国際児の受け入れについては園(所)長も保育者も「受け入れる」という意見を持つものが相対的に多いと言えるが、やや消極的な態度を示す意見が園(所)長で約4割、保育者では半数あることも見逃してはならないであろう。また「受け入れる」という意見が保育経験・担任経験と強く関連していることも、今後のあり方を考える上で重要な事実として指摘されるべきであろう。

2. 受け入れに関する理由

『入所(園)の希望があれば受け入れる』を選

表7 国際児受け入れに対する意見とその理由（分類と代表的記述例）

	理由	%*2	代表的記述例
受け入れに肯定的 54.0*1 (256)	①国際化時代の要請である ／国際感覚が育つ	23.4 (60)	◎双方の国際感覚を育てる上でよい／互いに刺激し合い、教育成果がある／子どもたち、保育者、保護者とも視野や考え方方が広がる／◎時代の変遷に従い受け入れてゆくことは当然／○これからは外国人とともに共に生きてゆく社会／世界は広いことを知らせたい
	②問題（特に言葉）は、克服可能である	12.9 (33)	言葉・習慣については双方で努力／心のコミュニケーションが持てれば困ることは少ないだろう／○子どもも柔軟性があるのすぐ慣れる／○幼児にとって国籍はほとんど意識されない／○子ども同志は言葉が通じなくてもすぐ仲良くなる
	③人間として平等であるべき ／子どももみな同じ	12.9 (33)	◎一人の人間として同じように受け入れたい／○どこの国の子どもも同じ／○国籍に関係なく人間はすべて平等。教育の世界ではこれを実行すべき／縁あって日本に住むことになった子にも日本の子と同様等しく教育を受ける権利あり
	④保育に欠けるのであるなら、国籍は問わない	9.0 (23)	◎保育に欠けている子どもであれば保育所は必要、国籍は問題でない
	⑤困っているのだから援助する ／ニーズがあるから応じる	6.3 (19)	◎集団生活の中で日本の生活習慣を身に着けられる、早く日本に慣れる事ができる／国際児にも集団保育が必要だから／自分の園を頼っているのだから受け入れは当然／保育園は保護者のニーズに応じてゆくべきだから
	⑥無条件・拒む理由がない	5.5 (14)	◎特に拒む理由がない／希望があればどんどん／受け入れに何のこだわりもない／国際児という理由で困惑したことはない／○現在受け入れている
	⑦その他	1.6 (4)	経営者の立場からは子どもの減少ということもあるので
	⑩条件付き賛成	9.8 (25)	◎意志疎通のできる場合なら／園と親の方針を納得しあった上で／○措置児であれば／保母数の配置状態による
	⑪理由の記述なし	29.7 (76)	
受け入れに消極的 44.7 (212)	①言葉・生活習慣の違い	52.3 (111)	◎子ども、保護者との意志疎通がむずかしい／本当の気持ちが伝わらない／ベストの保育ができるない／人間形成の重要な時期に保母と意志疎通できないと子どもの感情にしこりが残る／言葉・生活習慣の問題で、他の子どもに影響を与えるしないか心配／言葉がわからず生活習慣が全く違えば集団生活は難しい／日常生活ができる程度の言葉の理解は必要。一人の国際児のために他の子を疎かにするわけには行かない／親が日本の生活習慣を理解し、言葉を習得する努力が必要／子育て観の違い、言葉の問題など現状では準備不足／衣食住・言葉・生活習慣についての研修が必要
	②手不足／保育者の増員が必要	8.5 (18)	◎保育定数が現状のままで、保母の精神的負担が多く他児にゆとりを持って対応できない／国際児の状態に応じた保母数があれば／今の年間カリキュラムの中で、子どもも保育者との信頼関係を築きあげる余裕がない／障害児も数名いるなど手一杯／○現状は対処すべき問題が他に山積し手一杯
	③経験がなく予想できない	8.5 (18)	◎経験がないので判断しにくい、わからない／○直面していないので考えていない／外国人が転入する社会的環境にない
	④保育者または保護者の問題	5.2 (11)	保育者も国際児に対する知識・環境を考えて行くべきだが／自分が受け持つことを考えると荷が重く自信がない／子どもどうしはよいか家族を園や他の保護者が受け入れてあれば無理／生活・雇用の不安定さが問題／短期間日本に働きに来ているため、すべて保育所任せの所がある／自国のやり方で、日本に馴染もうとしないのではやりにくい
	⑤行政上の問題あり	4.7 (10)	◎身元がしっかりしていれば、外国人登録されていれば／親の職業が安定し、滞在が認められていれば／行政の公的責任による指導・措置があれば
	⑥市町村が決定することだから	2.8 (6)	○公立なので福祉事務所の決定に従う／町の担当と連絡を取って対応
	⑦その他	2.4 (5)	社会的ニーズには応えるべきだが様々な問題あり／受け入れ体制を整えてからないと無理
	⑪理由の記述なし	20.3 (43)	

*1 全回答者474名に対して受け入れに肯定的であった（消極的であった）回答者数の百分率。不明は6名。

*2 それぞれ、受け入れに肯定的であった者（256名）・消極的であった者（212名）に対しての百分率。（ ）内は実数（複数の理由あり）。

*3 ○～○に次いで比較的多かった記述内容。

択した場合を「受け入れに肯定的」な意見、『基本的には受け入れるべきだと思うが、現状では考慮すべき点も多くむずかしい』『現在のところ、どちらとも言いがたい』『その他』を選択した場合を「受け入れに消極的」な意見として、両群の回答者が記述した理由（複数回答あり）を表7のように分類し、それぞの代表的な記述例をあげた。また付表2、3に回答者の特性（要因）と理由との関連を示した。

（1）受け入れに肯定的である理由

受け入れに肯定的であった回答者の挙げた理由で最も多かったのは、「国際化時代の要請である、国際感覚が育つ」など国際化という時代の流れを強く意識したものであった(23.4%)。記述のほとんどは、国際化時代ということを単に受動的に受け入れるのでなく、異文化で育った子ども同士、保護者、保育者を含め「互いに刺激し合い」、「視野を広げ」、「多種多彩な文化を受け入れ」で「共

に生きてゆく社会」へ向けての積極的な姿勢が具体的に表明されたものであった。次に多かったのは「言葉などの問題はあっても、それは克服できる」とする理由である(12.9%)。「克服可能」の前提としては、「子どもは順応性に富んでいる」「子ども同士は(言葉が通じなくても)意志疎通が十分できる」「幼児は国籍などは意識しない」など一般に乳幼児期の特徴とみなされている特性(あるいは子どもイメージ)に言及したものがほとんどであった。これと並んで多かったのが、「国籍の違いを問題としない」という理由である(12.9%)。これには「人間として平等である」および「子どもはどこの国の人でも同じ」という二つの認識があることが記述からうかがえる。

次の「保育に欠ける子どもであれば国籍は問わない」とする理由(9.0%)は、保育所関係者に固有のものであり(付表2)、平等性よりも保育所の機能・社会的役割が強く意識されていると言えよう。また「困っている、あるいはニーズがあるなら応じる」という理由(6.3%)も、幼稚園・保育所の社会的役割に言及したものが多くあった。

「特に拒む理由がない、何のこだわりもない」とした回答者は非常に少なかったが(5.5%)、「問題の克服は可能」とする理由と同じく、受け入れ経験のある園(所)長に多かった。

園(所)長・保育者共に保育経験、担任経験のある回答者の方に理由を記述した者が多かった。これについては、国際児の保育に関して持論のある園(所)長が受け入れに積極的であることと同

時に、国際児と実際に接する経験の中で受け入れについての態度や意見が明確化することが考えられる。

「国際化時代の要請・・・」という理由が最も多かったのは、園(所)長も保育者も共通であったが、特に幼稚園関係者にこの理由が多かった。次に多い理由は保育者では「人間として平等に、子どもは同じ」、園(所)長では「問題は克服可能」と、異なっている。後者の理由は、保育経験のある園(所)長の場合は「国際化時代・・・」と並んで多いのに対し、保育者の場合、保育所保母に非常に少なく(担任経験のある保母でも7%に過ぎない)、国際児を受け入れた場合でも、立場の違いにより経験内容や問題の受け止め方が違うこと、特に保育所関係者の場合にそれが顕著であることを示唆していると思われる。

受け入れを肯定する理由に関連する要因としては、管理者・保育者などの特性よりも、保育所と幼稚園の違いが大きい傾向が見られる。

(2) 受け入れに消極的原因

「言葉・生活習慣の違い」を挙げた者が受け入れに消極的な回答をした者の52.4%で最も多い。特に「言葉の違い」が問題視され、「言葉が違う⇒意志疎通がむずかしい」という図式が共通の前提になっているようであるが、なぜこれが問題かについて記述に表わされた限りでも重点の置き方の違いが見られる。一つは、子どもや保護者と意志疎通できなければ良い保育ができない、またその

表8 国際児の担任を決める際の保育者の態度 (%)

要因 (人数)	積極的に したい	自然に 受入れる	現状では 少し無理	どちらとも 言えない*2
全 体 (248)	15.3	61.3	7.7	13.3
幼稚園 (50)	28.0	56.0	10.0	6.0
保育所 (181)	12.7	64.1	7.2	13.8
無認可*1 (17)	5.9	47.1	5.9	29.4
市 部 (110)	20.9	60.9	6.4	9.1
郡 部 (138)	10.9	61.6	8.7	16.7
担 任 有 (91)	17.6	72.5	0.0	7.7
経 験 無 (157)	14.0	54.8	12.1	16.6

*1 無認可保育所

*2 「その他」「無回答」については掲載省略。

ことで国際児にとってマイナスであるとするもの、もう一つは、意志疎通がむずかしければ保母の手が取られて他児が疎かになるとするものである。「生活習慣の違い」については、食事や宗教を含む習慣や子育て観の違いによる保護者とのトラブルに関する懸念が多かった。次に多いのは「手不足、保育者の増員がなければ無理」という理由であったが、これも「国際児は手が掛かる」ということが前提にあると考えられる。受け入れに消極的な理由と回答者の特性との関連についてみると(付表3)、園(所)長に関して、「手不足、保育者の増員が必要」という理由を保育所長のみが挙げた点以外は、保育経験・担任経験の有無による違い、園(所)長と保育者との違いはほとんど見られず、この点は肯定する理由の場合とは異なっている。それだけ、「言葉・生活習慣の違い」が受け入れにとっての大きな障害として、保育関係者に共通に認識されていることになろう。

3. 国際児の担任を決める際の保育者の態度

このような認識の下で、『もし国際児が入所(園)することになって、担任を決める場合』どのような気持ちを持つか、保育者にたずねた結果が表8である。全体としては、「分担を決める中で自然に受け入れる」が最も多く(61.3%)、「積極的に担任をしてみたい」という回答は少ない(15.3%)。しかしながら、この二つの選択肢を含んだ「担任を引き受ける」という態度を持つ保育者が全体の76.6%を占めており、国際児の自園への受け入れについて「受け入れたほうがよい」とした保育者が過半数に満たなかったことに比べると、注目すべき結果である。またこの「引き受ける」という態度は、国際児の担任経験がある保育者の方が、まったく担任経験のない保育者よりも顕著であった(90.1%対68.8%、図4参照)。

3 国際児の受け入れに関する今後の動向の予測

園(所)長、保育者共に「全体としては受け入れも今後増加する」と考えるものが最も多く(64.8%と63.3%)、両者とも「(国際児は)それほど増加しない」と考えるものは1割程度と非常に少なかった。一方「今後増加し、対応に迫られる」という緊迫した課題と捉えるものは、園(所)長

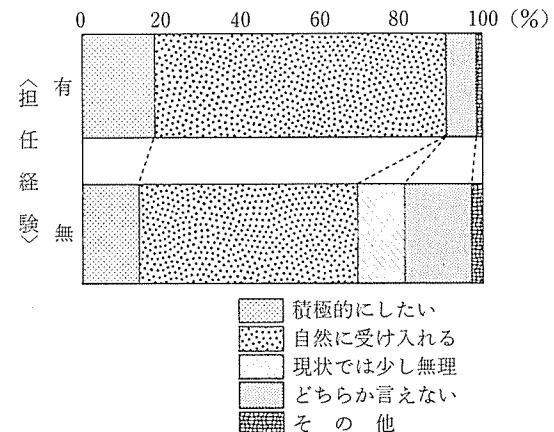


図4 保育者の担任を決める際の態度と担任経験

で55.2%、保育者では42.7%と園(所)長にやや多い。また幼稚園関係者(園(所)長38.5%、保育者34.0%)よりも保育所関係者(園(所)長59.9%、保育者45.3%)の方が、さらに保育者では担任経験のあるものの方が(52.7%対36.9%)、「対応に迫られる」とするものの多い傾向が認められる。

「特定の園が受け入れてくれれば特に問題とはならない」という予測は全体に非常に少なく、現場の関係者が国際児の受け入れを保育界全体の問題と把握していることがうかがえる(以上、付表4参照)。

4 行政に対する要望

今後の動向について保育関係者の認識が上記のようなものである時、行政に対してどのような要望を持っているであろうか。『県、市町村、国などの行政に対して希望する対応・配慮・援助』に関する記述内容を分類し、回答者の特性との関連を表9に示した。

1. 園や保育者に対する直接的な援助

全回答者(474名)の約半数(47.5%)、回答記入者(296名)の76.0%がこの要望を挙げ最多い。中でも国際児や保育者との意志疎通のための外国語の日常会話マニュアルや外国語の研修、通訳者の派遣、国際児に適した外国語の保育教材など「言葉の問題」への対応・援助の要望が多く、特に、保育・担任経験のある保育所関係者にこの傾向が強い。次いで、「保育者の増員やそのための補助金」が求められているが、これは、管理者、特に保育

経験のある保育所長に最もも多い要望である。各国の生活習慣・文化についての情報・資料を含め「国際児の保育のあり方についての研修会などの学習の機会」を求める要望も多いが、「言葉の問題への対応」に比べると半数程度であり、異文化で育った子どもへの保育のあり方という問題の前に、現在、保育現場では意志疎通の問題が第一の課題として強く意識されている段階であることが伺える。

2. 行政の対応への要望

次に多かったのは、「行政の対応」そのものへの要望である(35.8%)。特に、幼稚園や保育所の機能、入園後の決まりや約束事、日本の生活習慣・行事などを保護者に理解してもらうこと、そのための外国語のパンフレットの作成、入所のための手続きや書類の簡略化など、「入園・入所の際の条件や行政の対応」に関するものが多かった。身元の確認・保証を求める声がある一方で、(保育所への)措置条件の緩和を含め、「適切で柔軟、ていねいな対応」「行政の積極的な受け入れ」を求める声も多く、「外国人として差別せず、地元の住民と同じように必要な援助を行うよう」希望する記述も見られた。また、園からも外国人保護者からも相談できる専門の窓口の開設や、外国人専門の担当

者の配置も求められている。

3. 国際児とその家族への援助

回答記入者の15.9%がこれにふれている。中でも、労働条件、医療、住宅、経済の問題など「生活安定のための援助」の要望が多い。「親の生活の不安定さが子どもに反映するので」と理由を述べた記述もあった。また、保護者や子どものための日本語学習の場、「地域の人達の理解を得るためのコミュニケーションの場」「相互理解のための継続的な交流を金銭面、精神面を含め充実してほしい」など、「相互理解のための交流」に関する要望もあった。

4. 回答者の特性との関連

この設問への回答記入者の割合(回答率)は、全体的に見ると、保育・担任経験のある回答者の方が高い。国際児を実際に保育する経験を通じて、国際児の保育に関する現在的問題のありかとそれに対する行政の役割が、より現実の問題として把握されることになったと言えよう。

管理者、保育者共に、幼稚園よりも保育所関係者の方が回答率が高く、特に保育所長の回答率が最も高い。上述した保育所と幼稚園の受け入れている国際児の特性の違い、措置による入園という行政との関係の深さ、保育時間の長さなど、国際

表9 行政に対する要望

	園長・所長 (244)*1				保育者 (230)				全 体 (474)	
	保育所 (192)*1		幼稚園 (52)		保育所 (181)		幼稚園 (49)			
	保育経験 あり(84) なし(108)	保育経験 あり(36) なし(16)	担任経験 あり(65) なし(116)	担任経験 あり(23) なし(26)						
1 園・保育者に対する援助	70.2**2	47.2	19.4	68.8	49.2	46.6	30.4	15.4	47.5 (76.0)**3	
1) 言葉への対応・資料・学習の機会	28.6	19.4	11.1	31.3	29.2	17.2	13.0	11.5	20.9 (33.4)	
2) 保育者の増員・補助金	29.8	14.8	5.6	25.0	10.8	18.1	4.3	3.8	16.2 (26.0)	
3) 国際児の保育に関する学習の機会	11.9	13.0	2.8	12.5	9.2	11.2	13.0	-	10.3 (16.6)	
2 行政の対応	38.1	17.6	16.7	37.5	21.5	16.4	34.8	19.2	22.4 (35.8)	
1) 入園(所)条件・手続き、入園(所)時の対応	19.0	11.1	8.3	31.3	6.2	8.6	17.4	11.5	11.4 (18.2)	
2) 専門窓口・担当者の設置	9.5	0.9	8.3	-	7.7	2.6	13.0	3.8	5.1 (8.1)	
3) その他(国際児保育専門園の設置・指定、保育料の扱い、国際児に対応できる人材の養成)	9.5	5.6	-	6.3	7.7	5.2	4.3	3.8	5.9 (9.5)	
3 国際児と家族への援助	5.9	9.3	16.7	12.5	16.9	7.8	13.0	3.8	9.9 (15.9)	
1) 生活安定のための援助	2.4	5.6	5.6	12.5	6.2	4.3	8.7	3.8	5.1 (8.1)	
2) 日本語・日本についての学習	3.6	1.9	5.6	-	7.6	2.6	-	-	3.2 (5.1)	
3) 相互理解のための交流	-	1.9	5.6	-	3.1	0.9	4.3	-	1.7 (2.7)	
4 その他	5.9	0.9	13.9	-	-	1.7	-	3.8	3.0 (4.7)	
5 特になし・無回答	19.0	41.7	47.2	25.0	32.3	43.1	39.1	61.5	37.6 .	

*1 各群の人数 *2 各群の人数に対する百分率(複数回答あり)

*3 回答者全體に対する百分率、および()内は本設問の回答記入者に対する百分率

児およびその保護者の生活に深く関わることが多いためと考えられる。

V 国際児の保育に関する諸問題

1 国際児の保育にあたって対応・援助の困難なこと

『国際児を受け入れることになった場合（既に受け入れてみて）、保育の面で困ることあるいは対応・援助のむずかしいと思われることが出てくると予想される（出てきた）』ことがらを、選択肢から任意の数だけ選び、それらに順位をつけるよう求めた。各項目を選択した人数の全回答者に対する百分率を「選択率」、各項目につけられた順位の平均を「順位点」とし、この二つの指標により分析した（付表5-A、B）。

1. 全体の傾向

全体的には園（所）長と保育者の差異はほとんど見られず、同様の傾向を示している（図5）。両群ともに「ことば」が最も多く選択され（83.7%と85.5%）、選択した者の8割以上（87%と83%）が第1位に挙げており、順位点も最高である（1.2位と1.3位）。次に選択率が高い項目は「保護者との関係・コミュニケーション」であり（67.8%と73.8%）、次いで「生活習慣・宗教に関する事」（60.5%と66.1%）となる。次は園（所）長と保

育者とで選択率の高さが逆転しているが、「食事・給食に関する事」（50.4%と51.2%）、「保育者との関係・コミュニケーション」（49.2%と55.6%）と続く。さらに「他の子どもとの関係・コミュニケーション」（37.6%と44.4%）、「諸活動への参加に関する事」（31.4%と32.7%）、「子どもの遊びに関する事」（24.8%と25.8%）となっている。両群の順位点についても、ほぼこの順序であった。両群を込みにした回答者全体の選択率と順位の関係を図6に示したが、このパターンから選択肢の各項目を次のグループに分けることができよう。

- ①ことば：選択率も順位も圧倒的に高い。
- ②保護者との関係、生活習慣・宗教、保育者との関係、食事・給食関係：選択率は約5割を越え、順位は「ことば」に次いで、多くが2～3位として選択されている。
- ③他児との関係：選択率は約4割で、②のグループより低く、多くは3～5位として順位を与えられている。
- ④諸活動への参加、遊びに関する事：選択率は2～3割と最も低く、順位も4～6位で多く選択されており、特に後者は8位が最多である。

このように、園（所）長、保育者の両者が一致して、「ことば」を最も困難な事柄としていること、一方、子ども同士の関係や子ども自身の遊び・活動は比較的問題の少ない領域であると認識していることが指摘できる。「ことば」の問題はむしろ、

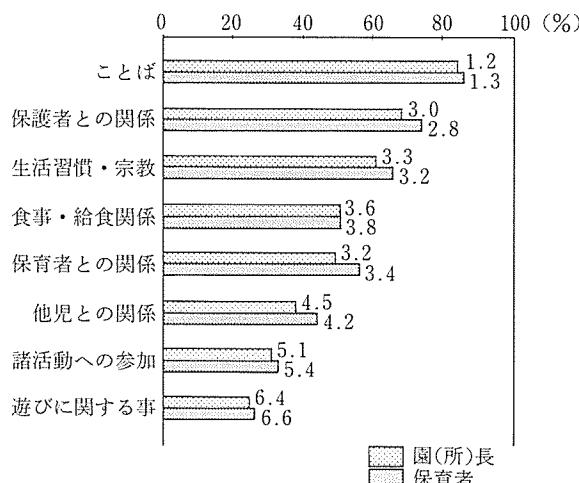


図5 対応・援助の困難な点（選択率、%）
(右端の数字は順位点を示す)

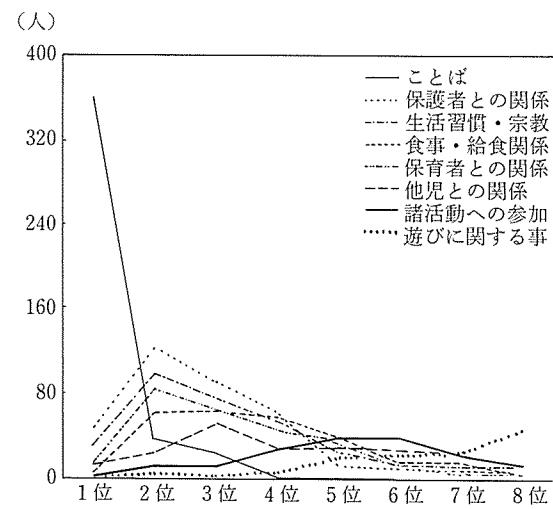


図6 対応・援助の困難な点（順位の度数分布、回答者全体）

おとな同士(保護者との関係)、おとなと子どもとの関係(保育者との関係)、そして生活習慣・宗教・食事といったような文化の違いへの対応や相互理解の障害として意識されていると言ってよいだろう。

2. 要因の検討

国際児の保育経験(園(所)長)および担任経験(保育者)の有無と選択率との関係を示したのが図7である。園(所)長については保育経験のある者のほうがすべての項目で選択率が低く、保育経験のない者との違いが顕著である。保育者については園(所)長程担任経験による違いは明瞭ではなく、担任経験のある者もむしろ保育経験のない園(所)長や保育者に近い。国際児とより深くかかわる保育者の立場の表われであると考えられる。ただし「生活習慣・宗教」について選択率の差が大であり、このことに対するは担任経験の影響が大きいことが推測できる。

全般に、幼稚園関係者より保育所関係者において、また市部よりも郡部において選択率が高い傾向が認められ(付表5)、対応・援助に関する困難さの意識を強く持っていることが指摘できる結果であった。

2 国際児を受け入れた場合の影響

1. 全体的傾向

国際児を受け入れた場合の他児、保育者自身、

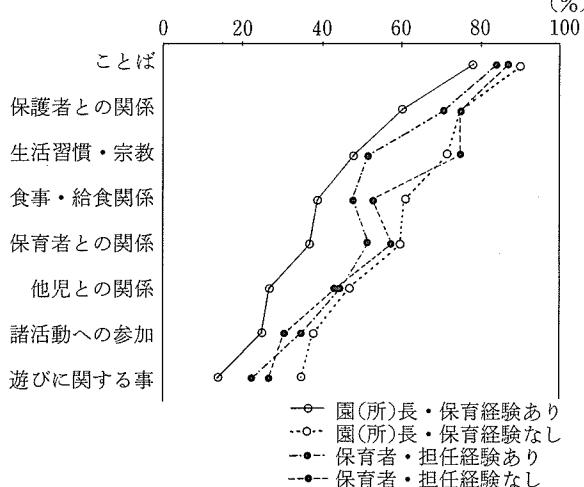


図7 保育・担任経験の有無と対応・援助の困難な点との関係(選択率)

保護者などへのプラス面、あるいは全般的な影響に関する自由記述による回答を求めた結果を、言及された対象によって、他児、保育者、保護者、国際児、および「非特定」(どの対象にも特定できないもの)に分け、さらにこれらの対象に対する影響の評価(プラス、マイナスおよび評価については明確でないもの)によってカテゴリー化した上で、これらに当てはまらない記述について「他児による国際児の受け入れの姿」「影響がない・プラスは特に無い」というカテゴリーを設けて全体の分類を試みた(付表6)。この設問に回答した者は390名、記述率82.1%と自由記述形式としては非常に高く、かつプラス、マイナスの影響の評価が明確な記述が全記述件数680件(複数回答)の82.8%であり、このうちプラスの影響があるとする意見が76.6%を占め、マイナスの影響についてふれた意見は6.2%であった。言及された対象ごとに見ても、それぞれプラスの影響の記述が圧倒的に多く、マイナスの影響の記述は数パーセントに過ぎない。既に示されているように、国際児を受け入れることの困難さが様々なレベルで強く意識されている一方で、このように国際児を受け入れることによってプラスの影響があるということが、非常に多くの保育関係者に認識されていることは、強調すべき事実として指摘できる。

プラスの影響について対象別に見ると(図8)他児へのプラスの影響が特に多く(49.9%)、一方

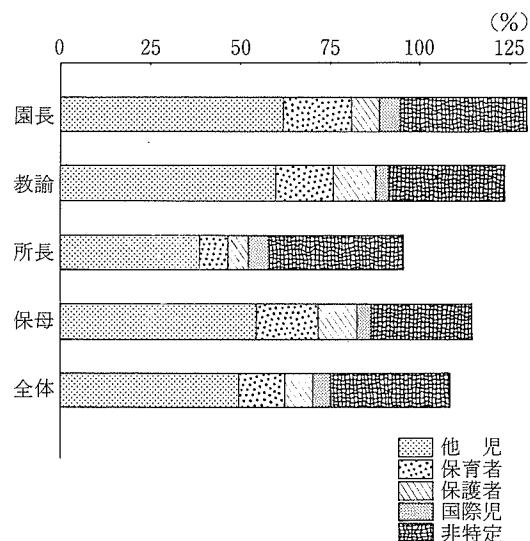


図8 対象別プラスの影響の記述件数の割合(%,複数回答)と回答者の特性

国際児自身へのプラスの影響の記述は非常に少ない(5.3%)点が際立っている。また、幼稚園関係者および保母の回答傾向は類似しているが、保育所長については他児、保育者、保護者に対するプラスの影響の記述が少ない点で前者と異なった傾向が見られる。

国際児の保育経験の有無（付表6の脚注参照）については、経験無群に影響の対象が「非特定」である記述が多いが、逆に経験有群では対象が明確である記述が多く、影響の内容が具体的に把握されていることが伺える。中でも他児への影響に関する記述が経験無群よりかなり多い。また、幼稚園関係者においてプラスの影響の記述が経験の有無による差が大きい（有群>無群）が、保育所関係者ではほとんど差が見られないことが指摘できる。

2. 他児へのプラスの影響の内容

他児に対するプラスの影響として記述された内容を、「子どもの気持ち・意欲が育つ」、「視野が広がる」、「国際感覚・国際性が養われる」、「外国語への興味・習得」、「異文化理解の芽生え・異文化体験ができる」、「異文化交流スキルの基礎が養われる」等のカテゴリーを設定し分類を試みた（付表7および図9）。

全体的に他児に対してプラスの影響があるという意見が最も多く見られるのが、「異文化理解・異文化体験ができる」というカテゴリー（32.1%）である。次に多いのが「国際感覚・国際性を養う」（17.3%）である。それらと「外国語への興味・習得」（11.8%）、「異文化交流スキルの基礎が養われ

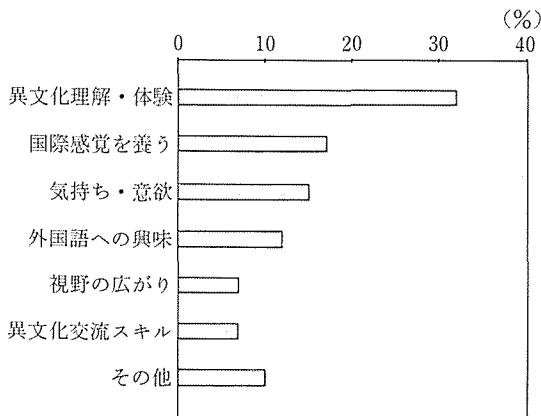


図9 他児へのプラスの影響の内容 (%)

る」(6.8%)というカテゴリーを『国際化への意識』として一つに捉えると、約7割を占める割合となる。また上述の影響対象「非特定」というカテゴリーにもこれに属する意見が目立っており、これも加えて考えると、幼児教育・保育の現場において国際化の問題が少なからず意識されていることが伺える。そればかりか「子ども、保母、保護者で草の根の国際交流」「国際交流にプラス」という意見のように幼児教育・保育の場が国際化への役割を担うことに積極的な姿勢も認められる。しかし、多文化保育にとって大きな意味のある「異文化交流スキルの基礎を養う」というカテゴリーに属する「友達のひとりとして受け止めている」「自分とは異なる人を見て、同じ人間として協力し助け合い仲良くしていくことを学ぶ」というような意見はごくわずかであり、異文化の理解・異文化との交流が保育の具体的な目標の一つとして共有されるのはこれからという段階であろう。

「異文化理解・異文化体験ができる」というカテゴリーの内容を見ると、「外国の存在を実感できる」というような記述に見られる他国の存在の認識、「肌や髪の毛の色の違いに気づく」「言葉、生活習慣の違いに気づく」という違いの認識、「外国人や異文化への興味がわく」という異文化への接近、「差別感を持たなくなる」という人種差別への問題認識というような既述が、異文化理解の諸侧面として挙げられる。

要因による差異については、園（所）長・保育者という立場による差はあまり見られず、保育所関係者と幼稚園関係者との違いおよび両群の中での国際児の保育経験の有無による差（交互作用）が目立つ。「子どもの気持ち・意欲が育つ」というカテゴリーの割合は幼稚園関係者の方が保育所関係者より多く、かつ幼稚園関係者でも経験の有無による差が大きい（有群>無群）。「外国語への興味・習得」「異文化理解・異文化体験」は保育経験のある幼稚園教諭に多い傾向が見られる。また、「国際感覚・国際性を養う」については保育所関係者における経験の違いが大きい（無群>有群）。

「子どもの気持ち・意欲が育つ」というカテゴリーには、「思いやりの心」「助け合う力」「かかわろうとする気持ちの芽生え」というように個の育ちにとってプラスになるという意見が含まれる。同様に個の育ちに対するプラスの評価があるのが

「視野が広がる」というカテゴリーである。これには「考え方方に幅がでる」「幼児期からなじむことにより視野を広くできる」「見方が多面的になる」という意見が含まれている。このように異質の文化や存在との出会い、かかわりの体験が幼い子どもにとって重要であると考えられていることがわかる。この「視野が広がる」というカテゴリーに属する意見も、付表6の影響対象「非特定」のカテゴリーにおいて目立つ意見であった。

3. 保育の担当者、保護者、国際児への影響

保育者に対してマイナスとする回答は国際児の保育経験の無い群の方がわずかだが多い。プラスとする割合は、幼稚園の園長が他より多くなっている。

記述の内容であるが、プラスの影響として「保育者としては学ぶことが多い」「保育や子育てを違った視点から見られ勉強になる」「子どもとの交流のなかで視野がひらける」というような記述に見られる保育者への学習刺激、「国際交流が持てる」「国際的な事に目がいくようになる」「子どもを通じ外国への認識が変わる」とする保育者の国際性への刺激に関する意見が目立った。一方マイナスの影響としては、「考えかた等の違いから保護者が気まずさを感じ保育者が大変」「言葉や生活習慣の違いが大変」というように保育者の対応の困難さや負担に関する懸念が述べられている。

保護者にとってプラスとする意見の大半は、日本人の保護者に対してあるというものであった。内容としては、「外国人の父親が子育てに参加するのを見ることで影響を受ける」「家庭がしっかりしていて見習うべきことが多い」というように家庭の子育てへの刺激、「外国への関心が高まる」というように異文化理解への刺激、「思いやりができる」「暖かい心で迎える」というように人間性への刺激があるとするものであった。マイナスの影響は国際児の保護者についての記述が多く、「家庭連絡が文章や電話でできない」「金銭面がわからず納入が遅い」という保育者の対応の困難と負担、および保育経験無群に見られる「保護者との関係が難しい」「保護者との関係となると不安」という不安感であった。

国際児については全体として最も記述率が低く幼稚園関係者ではほとんど無い。保育経験に関し

ては、プラスの影響として挙げる割合は経験有群の方がやや高い。これらの記述は他のカテゴリーのように「影響」というより、「プラスに受け止められる」という国際児に対する評価的態度を述べたものが含まれている。即ち「よく日本語が覚えられた」「すぐ仲間になった」「ものを大切にする心を教えられた」というように、明るく積極的に新しい環境にとけ込もうとする国際児の姿への評価である。逆にマイナスの意見は「言葉が理解できない」など対応の困難さにつながることについて述べられている。

マイナスの影響と受け取れる意見は対象が「非特定」の記述にも見られ、「十分に意志疎通がはかれない」というように、言葉や生活習慣の違いに対する対応の困難、負担への不安と受け取れるものである。

4. その他

付表6に見るよう、「他児による受け入れの姿」についての記述は、保育経験有群に多い。このカテゴリーの記述は全体でわずか8.4%であるが、受け入れによる影響と受け止め方が伺えて興味深い。内容は「当方で心配するほどでなく、子どもはすぐに慣れ言葉も少しづつ通じるようになり、他児が思いやりの心で接する場面が日々見られ互いの国の言葉を教えあって遊んでいた」というように、他児が国際児を含めた新しい環境に積極的に関わる姿が出現していること、そしてそれに対し評価的に見る視線の感じられるものが大半であった。一方「(他児が) 相当に面食らった」という記述も一、二見られた。

「特に影響は無い」あるいは「マイナス」という意見は8.4%と低い。「子どもの世界で関係ない」という意見と共に、「年齢とともにトラブルが増加」「2才なので特別に影響はない」「短期間なので特にない」というように年齢と受け入れ期間の問題が影響しているように思われる。

3 保育担当者の配慮すべきこと

1. 全体的傾向

『国際児を保育する場合、保育担当者が特に配慮する必要のあること』について記述された意見(自由記述)について、「基本的な心構え・考え方」「援助の方法」「特別な配慮・指導」「家庭との連

携・コミュニケーション」「その他」「特に無い・無回答」という6つのカテゴリーに分類して整理したものが表10である。全記述件数(734件)のうち「援助の方法」30.9%、「基本的な心構え・考え方」29.7%、「特別な配慮・指導」15.0%、「家庭との連携・コミュニケーション」8.4%、「その他」7.2%であり、全体の傾向としては「援助の方法」と「基本的な心構え」が他のカテゴリーを大きく上回っており、配慮の重点と考えられていることが伺える。

要因による違いを見ると、「基本的な心構え・考え方」に関して国際児の保育経験による差が園(所)長について見られ(有群>無群)、特に国際児の保育経験のある幼稚園園長においてこのカテゴリーに属する記述率が高いことが目立つ。「援助の方法」については保育所保母の記述率が保育経験の有無に関わらず非常に高い。「特別な配慮・指導」に関する記述は幼稚園よりも保育所関係者が多い。また「家庭との連携・コミュニケーション」は保育経験のある保育者が比較的高い記述率を示し、園(所)長は非常に少ない。「特に無い・無回答」は経験無群に多く、特に幼稚園教諭に多いことが目立つ。

2. 「基本的な心構え・考え方」の内容

このカテゴリーに含まれる意見はさらに、「差別せず平等に扱う」、「特別扱いしない」、「お互いの違いを理解し尊重しあう」、「国際児の背景等を理解する」、「その他」という5つの下位カテゴリーに分類できる(付表8-A)。「特別扱いしない」と「差別せず平等に扱う」という2つの下位カテゴリーは微妙にニュアンスの違いのある内容を区別してカテゴライズしているが、「子どもへの平等感を保持、重視したい」という点では共通性があり、双方を合わせた記述件数は「基本的心構え・考え方」218件のうち45.9%になり、「国際児の背景等の理解」の31.7%を上回る。つまり国際児を保育する場合の「基本的心構え・考え方」として、「子どもへの平等感を保持、重視したい」とする意識が強く示されているように思われる。さらに、幼稚園関係者は「特別扱いしない」の率が高いが、保育所関係者では「国際児の背景等の理解」が最も高くなっている、両者の認識の相違が見られる。「特別扱いしない」はまた、幼稚園関係者における経験有・無群の差が目立ち、特に園長にその差が大きい。この意見には、「1人だけ特別扱いせず他児と同じように接するよう心がける」「他児と同じに扱い国際児として意識させない」という回答

表10 保育者の配慮すべきこと

	幼稚園		保育所		全 体	記述総数(734件)に対する各カテゴリーの占める割合
	園長	教諭	所長	保母		
保育経験	有(36) 無(16)	有(31) 無(18)	有(84) 無(108)	有(80) 無(101)	有(231) 無(243)	
基本的な心構え・考え方	83.3 43.8	45.2 55.6	56.0 37.0	45.0 36.6	55.0 37.4	29.7 (218件)
援助の方法	33.3 25.0	41.9 38.9	36.9 36.1	70.0 64.4	48.5 47.3	30.9 (227件)
特別な配慮・指導	13.9 18.8	16.1 16.7	31.0 27.8	16.3 24.8	21.2 25.1	15.0 (110件)
家庭との連携・コミュニケーション	5.6 6.3	22.6 5.6	5.5 6.5	28.8 6.9	19.5 6.6	8.3 (61件)
その他	5.6 0.0	16.1 11.1	20.2 13.0	5.0 8.9	12.1 10.3	7.2 (53件)
無回答	8.3 18.8	9.7 44.4	10.7 17.6	6.3 14.9	8.7 18.5	—

数字は各群の人数に対する百分率。「保育経験の有無」は付表6と同様の分類。

例に見るように、国際児であるか否かに関わらず、受け入れた子どもは平等に接したい、どんな子でも特別な存在にしてしまうのは子ども同士の関係において好ましくないという、保育に関わる者としての共通の心情が見られ、通常の保育の基本的な態度の保持が意識されているように思われる。それに対して、「差別せず平等に扱う」という内容の記述からは、国際児の受け入れという契機によって保育の現場に国際化への前向きな意識が生じつつあることが感じられる。「日本と違うだけで特別視したり嫌がったりしないよう保育者の心構えをしっかりと持つ」という意見はその代表例であろう。また「偏見を持たず他児と同じように保育」「人類愛的な立場で差別なく対応」というように歴史的に重い差別意識への認識を踏まえた意見が、この下位カテゴリーの特色となっている。

「国際児の背景等の理解」を重要視する意見は①国際児の育った家庭環境、保護者の子育て観、子どもの個性について知りたい、②国際児の自国の生活習慣、食事等について知りたいとするものが大半であった。①は保育者としては、通常子どもを受け入れる場合に把握すべき事がらであるが、加えて国際児の場合には②の把握が必要とされている。その内容は、保育の中で真っ先にぶつかる困難点である言葉の問題を補い、生活習慣や食事の問題をできるだけよい形で乗り越えたい、子どもとのコミュニケーションをうまく図りたいという要求の現れが読み取れるように思う。

「その他」には「心を大きく持つ」「あせらず援助していく姿勢」「ほかの保母とのチームワークが大事」というように国際児を受け入れる心構えと体制の必要と具体策が述べられている。

3. 「援助の方法」の内容

「援助の方法」は「保育担当者・国際児間のコミュニケーション」、「他児・国際児間のコミュニケーション」、「国際児の気持ちを理解をする」、「心の安定をはかる」、「よい点を認め・励ます」、「その他」の6つの下位カテゴリーで分類を試みた。付表8-Bのように、全体的には国際児と保育担当者、国際児と他児とのコミュニケーション（それぞれ23.8%、22.0%）および心の安定（20.3%）が最も重視されていることが伺える。経験有・無群の差はほとんど見られない。幼稚園関係者と保

育所関係者のとりあげかたの違いが目立ったのは国際児と保育担当者、および他児とのコミュニケーションについてであり、後者の方に記述率が高い傾向が見られる。この2つの下位カテゴリーについては立場の違いも伺え、園（所）長より保育者の方にやや率が高い傾向が見られる。さらに「国際児の気持ちを理解する」という下位カテゴリーでは、保育所長と保母の差が見られ、後者の方がやや多い。以上の結果は、保育所の方に受け入れの困難なケースがあることを推測させるものもある。

またこれらの下位カテゴリーは国際児である無しに関わらず幼い子どもを受け入れ、園生活、集団生活に馴染んでいくよう援助する重要な方法であるが、当初の言葉によるコミュニケーションの困難、異なる文化や環境への不安感の強さ、気持ちの混乱等が生じがちな国際児の場合にも重視されていることがわかる。

さらに具体的な記述内容を見ると、「国際児と保育担当者間のコミュニケーション」を図る場合に、

- ①言葉掛けを多くする
 - ②ジエスチャーで対応する
 - ③コミュニケーションのきっかけになる挨拶などの簡単な言葉（国際児の自国の言葉）を覚え言葉を交わす
 - ④名前だけでもその国の発音で呼んであげる
 - ⑤名前だけでもその国の発音で呼んであげる
- というように保育者の側からの対応や働きかけの工夫が述べられている。

こうした対応や働きかけ以外に日本語を使用する場合は、「優しく、ゆっくり、はっきりと繰り返し言うこと」も大切だとされている。これは国際児の日本語学習のためであると共に、国際児の気持ちへの配慮のためという2つの理由が見られた。

「他児と国際児間のコミュニケーション」については、両者のコミュニケーションが図れるよう

- ①保育者が仲介役になる
 - ②仲良く遊べるような遊びを選ぶ
 - ③遊び方を工夫する
- というように、保育者の役割が不可欠であると考えられていることが伺える。

「国際児の気持ちを理解する」は、違う言葉や新しい環境への不安感を考慮し、気持ちや欲求を受け入れようとする対応が重視されており、その

ためには「痛い」、「おしつこ」等の感情や気持ちを表す言葉や生活用語（国際児の自国の言葉）を保育担当者が知っていることが必要だとする記述が経験有群に目立っている。

「心の安定を図る」については、情緒の安定のためのスキンシップが重要であるとする意見が大半であった。「その他」では、園生活が楽しい気持ちで登所できるような環境設定の必要、無理をしないで気長に適応をはかる、見守る、という意見が経験有・無群の双方に見られた。また「他児にも平等に接すること、「他児への受け入れの指導」が必要など他児への配慮についての意見が保育所保母の経験無群に見られた。

4. 「特別な配慮・指導」の内容

このカテゴリーは、保育所関係者の記述率が高い。主な意見を整理すると、経験有・無群共に多いのが、

①言葉、生活習慣、食事の違いへの配慮・指導の必要：「言葉が十分伝わらないので適切な配慮が必要」「好き嫌いが多いので食事の指導が必要」など。それらは顕著な困難点とされ、宗教の問題、生活様式の違いが関連するケースもあることが伺える。

②安全や健康面への配慮・指導の必要：「言葉が通じない場合安全面で注意」「危険なことやしてはいけないことなどをきちんと指導すべき」など。

③孤立やいじめへの配慮：「子どもたちのなかで孤立しないよう配慮」「言葉の壁による孤立感の解消に相当な配慮」「いじめへの配慮が必要」「国際児について説明し、暖かく迎えてあげることを指導する必要がある」など。

また「他児にも目がいき届かないことがないようにする」という意見が保育所関係者の経験無群に目立つ傾向が見られた。さらに特に配慮する必要はないとする意見、「日本の保育所なので早く日本の保育所に慣れようとする努力が国際児のほうに必要」という意見も保育所長に僅かだが見られた。

5. 「家庭との連携・コミュニケーション」等の内容

このカテゴリーには保育経験のある保育者の記

述率が高い傾向が見られた。意見としては「保護者とのコミュニケーションを多く持つ」「親とよく話し合う」「親との信頼関係を密に」「細かいお知らせはわかり易く」「園からの提出物は理解しやすい日本語をローマ字で」というようにコミュニケーションの機会をできるだけ多く持つ必要と共に、その密度やコミュニケーションの取り方の工夫が必要とされている。なかには（父親よりも）母親とのコミュニケーションがとれることが必要だとする意見もあった。

「その他」というカテゴリーの内容は、保育者の言葉、意志疎通の困難の指摘、それと関連して語学の勉強の必要を挙げる意見が保育所関係者に目立っている。それらは「言葉が通じないので活動のたびに苦労」「保母も外国語ができたら」「身の回りの最小限の言葉の理解が必要」というものである。

「特に無い・無回答」(13.7%)の中には「実際に直面しないと」「経験がないので何とも言えない」という意見があり、国際児の受け入れ方、保育の国際化の具体的問題についての全体的な共通認識はこれから課題であり、受け入れの心構え、援助の方法等について実際の試みのなかで方向性、方策を探りつつある途上にあることを伺わせる。

4 園全体として配慮すべきこと

『園全体として特に配慮する必要があると思われる』ことについて保育者に自由記述を求めた結果を、配慮の対象となる領域を軸に整理したものが付表9である。表11には、言及された領域と文章中に高い頻度で表われたことば、およびそのことばが指示すると思われる中心的な認識を抽出する意図で、代表的な記述語をいくつかにまとめて示した。

最も多かったのは国際児を受け入れる態度と援助の方法について言及したものである(43.2%)。特に、受け入れの態度に関する記述が多く、「特別（でなく）」「（他児と）同じように」「自然に」「差別せず」という記述語が目立った。これらは異文化交流スキルの基底となる態度としても注目できるが、記述内容から（付表参照）、これらの表現に二つの意味が推測される。一つは「差別せず平等に」「他児と同じ対応を自然に行う」という点を強

表11 園全体として配慮すべきことについての保育者の意見（代表的記述語）

1 子どもへの配慮 (105, 45. 5%)		
1) 国際児の受け入れ態度と援助方法 (79, 34.2%)	①受け入れ態度 (60, 26.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な意識を持たない／特別視・特別扱いしない／他児と同じように ・自然に／自然体で接する／変におもねず ・差別せずあたたかく／いたわりの気持ちで
	②国際児への援助の方向と方法 (19, 8.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・安定できる／安心できる／安心感／楽しく ・言葉かけを多く／その場で一つ一つ対応／無理強いしない ・その国独自の考え方・文化を知って歩み寄る
2) 他児との関係への配慮 (26, 11.3%)	①関係調整のための援助 (17, 7.4%)	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立しないよう／いじめ、からかいのないよう／違和感なく遊べるよう ・他児との仲介／保育者の積極的働きかけ
	②国際児理解のための援助 (7, 3.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・やさしく受け入れるように／偏見を持たないよう／友達皆が同じように関わられるよう ・その国の様子、来日理由／言葉がわからないことなど伝える ・平等以上にこまやかな援助が必要なことを理解させるよう努める
2 保護者への配慮 (44, 19. 0%)		
1) 保育者と国際児の保護者との関係 (23, 10.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション・連絡を密にする／信頼関係を深める／行事などの内容を理解してもらう 	
2) 他児の保護者との関係への配慮 (21, 9.1%)	①保護者同志の関係の調整 (11, 4.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れていることを知らせる ・交流を深めるように／コミュニケーションのパイプ役
	②国際児の家庭への理解 (10, 4.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力の呼びかけ／偏見を持たないよう／理解と啓蒙を深める働きかけ
3 園全体としての体制の整備 (68, 29. 4%)		
1) 保育者全体の協力体制 (56, 24.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全員が／だれもが担任である気持ちで／担任のみに任せず全体の中で補い合う／常に保母集団として保育／担任のみに負担がからないよう／同じような留意点を持ち ・あたたかな心で積極的に声をかけふれあいを／他児と変りなく接する／安心して通園できるように／細かい面での意志疎通が欠けないよう ・保護者に対する対応の仕方を十分に話し合って／家庭状況を把握しておく 	
2) 受け入れ体制の整備 (12, 5.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際児のクラス配置 (偏らない／同クラスで少数保育) ・良き仲介者・通訳者の確保／会話の学習／外国語の入園案内 ・受け入れについての職員全体の意志統一／話し合い 	

* () 内の数字は、前者が記述数、後者が保育者231名（無認可保育所は除く）に対する記述数の百分率。記入率は、幼稚園80.0%、保育所75.7%であった。

調する方向である。「特別な意識を持たず、特別視せず」、「どの子も同じように認め、手をかける」、しかし、「細かい配慮」「心の痛みを味わわせないような配慮」など、国際児であることの現状での「ハンディ」に対する配慮、つまり「同じであるためには他児以上の配慮が必要」という認識である。もう一つは「相手を知ることも大切だが、ここは日本だという意識を持って、変におもねず・・・」あるいは「特別国際児にどうのこうのということはしなくてよい、みんなと同じ扱いで...」という記述に見られるように、「ハンディ」あるいは異文化を背景を持つことを特別に配慮す

る必要はなく、保育現場の現在の枠組を前提として、これに国際児が順応することを強調する方向である。前節でも、「特別扱いしない」とことと「差別せず平等に扱う」とこととの指示する内容の違いについて議論したが、両者の「共通性」と考えられた「子どもへの平等感の保持と重視」が、現実に異文化を背景とする子ども同士（日本人の子どもと国際児）を目の前にして具体的にどのようなものとして意識されるのか、またその場合「平等」とはどんなイメージなのか、整理されぬ課題の一端が上記の二つの方向に示唆されていると思われる。

援助の方向については、国際児が「安定できる」「安心できる」ように、そのために「言葉かけを多くし」、「その場でそのつど対応し」「無理強いせず」、「相手の文化を知って歩み寄る」ことが多く挙げられている。「他児との関係への配慮」についての言及は、比較的少なかった。中では「国際児が孤立しないように保育者が働きかける」などの記述が多くかったが、他児が国際児を理解するための援助として、国際児の文化的背景や来日理由などを情報として与えること、なぜ多くの援助が他児より必要かを理解させるよう努めることを挙げた保育者も見られた。このような援助は異文化理解教育の保育現場での意図的な実践と位置付けてよいだろう。次いで多かったのは「保育者全体の協力体制」に関する言及である(24.2%)。「担任だけでなく保育者全体で」、「家庭状況の把握」や「保護者への対応」を含め「同じことに留意して」「連絡を密に取り合い」、国際児に「積極的に声をかけ」「見守って行くこと、それによって国際児が「安心して登園」でき「入りやすい場を作る」ということにより要約することができよう。「保護者への配慮」に関する記述は比較的少なかったが、「国際児の保護者とのコミュニケーションを全保育者が積極的に図ること」、「行事などに参加しやすい雰囲気を作る」「受け入れについても他の保護者の理解を得る」「協力を呼びかける」など、「国際児の家庭と他の保護者、地域とのパイプ役になる」ことが記述の中心であった。前節の「保育担当者の配慮すべきこと」と比較すると、同様のカテゴリーも多く、保育担当者以外の保育者も同じ配慮を持って関わるべきという考え方が認められる。このことは保育者全体の協力体制に関する記述が多くなったことにも示されているといえよう。

5 園（所）長の配慮すべきこと

『園（所）長として特に配慮する必要があると思われること』についての園（所）長の自由記述の結果を『園全体として配慮すべきこと』についての保育者の記述と同様の方法で整理した（付表10および表12）。

園（所）長の場合、「園全体としての体制の整備」に関して「保育者への指導・援助」が付加されている点に違いが認められるのみで、言及された領域の種類はほぼ同じである。『保育担当者の配慮す

べきこと』についても同様のことが言え、国際児を保育する際の配慮点の認識に関し、保育関係者が全体として持っている枠組がここに示されていると考えることができよう。

ただし、園（所）長の場合、「保護者への配慮」に関する記述が最も多く(41.0%)、中でも「国際児の保護者との関係」は保育者の『園全体としての配慮』の場合に比べかなり多い(29.5%対10.0%)。これに対し、「子どもへの配慮」は後者よりも2割程度少なく、各領域の比重の違いに両者の現場での役割が反映されていると思われる。

「保護者への配慮」のうち「国際児の保護者との関係」については、「コミュニケーションを図り」「理解しあうこと」（特に生活習慣や宗教について）、そのために「個別にゆっくり話し合いの場を設け」たり、母親が外国人の場合は「父親とのコミュニケーションを多くする」などの具体的方法についても記述があった。また、「保護者が安心して・・・」「不安を取り除く」という記述語も多く、そのための方法として「できるだけ声をかける」「励まし、親近感を持つ」「家庭状況を把握し積極的に援護する」などが挙げられている。さらに「日本の生活習慣」「社会の仕組み」「園の方針・保育内容」「地域のこと」「行事への参加」が園の側から国際児の保護者に伝えたいこと、理解を求めるとしてあげられている。「他児の保護者との関係への配慮」のうち「保護者同士の関係の調整」は、保育園（所）長のみが言及しており、行事などを通して地域とも交流を図ること、「国際児の保護者が保育所や子どもたちを通して地域になれ親しむパイプ役になりたい」など、保育所内に限らず「地域」にまで広げて異文化交流を捉え、交流の仲介者として保育の場を位置付ける認識が明確に示されている。「保護者への配慮」全体についても幼稚園（所）長よりも保育園（所）長の場合のほうが多く(28.8%対44.3%)、また「雇用主や役場と連絡を取って」「地域ぐるみ／地域とのパイプ役」「保護者同士の交流」などの記述は、保育園（所）長にのみ認められる。

次に多いのは「子どもへの配慮」(26.6%)、中でも「国際児の受け入れ態度と援助方法」(20.1%)についての記述である。保育者の『園全体としての配慮』の場合と同様、「特別視・特別扱いしない」「差別しない」「不安全感を取り除く」などの記述語

表12 園(所)長として配慮すべきことについての園(所)長の意見(代表的記述語)

1 子どもへの配慮 (65、26.6%)		
1) 国際児の受け入れ態度と援助方法 (49、20.1%)	①受け入れ態度 (25、10.2%)	・特別視・特別扱いしない／他児と同じ扱い ・差別せず平等／相手の習慣・思想の理解／優越的な態度を慎む
	②国際児への援助の方向と方法 (24、9.8%)	・居心地のよい場所／心身の疲労をやわらげる／不安を取り除く／一対一の対応／言葉かけを多く ・ことばの指導／保育教材・食事への配慮／安全・健康への配慮
2) 他児との関係への配慮 (16、6.6%)	①関係調整のための援助 (11、4.5%)	・早く友達ができるよう／いじめのないよう ・特別扱いすることの他児への影響の解消
	②国際児理解のための援助 (5、2.0%)	・同じ世界の人間であること／国際性を育てる／別け隔てしないよう／協調性を養う
2 保護者への配慮 (100、41.0%)		
1) 国際児の保護者との関係 (72、29.5%)	①コミュニケーション／できるだけ声をかける／生活習慣・宗教・子育て観の理解／生活の不安や悩みの理解と援助／親が安定して園の門をくぐれるように／親が安心して預けられる雰囲気を／家庭状況を把握し援護できることは対応	・コミュニケーション／できるだけ声をかける／生活習慣・宗教・子育て観の理解／生活の不安や悩みの理解と援助／親が安定して園の門をくぐれるように／親が安心して預けられる雰囲気を／家庭状況を把握し援護できることは対応
	②受け入れの際、園の方針・保育内容を理解してもらう／地域のこと、生活習慣の違いについて指導／雇主と連携を密に／会社・役場と連絡を取り日本の社会の仕組みを理解してもらう	・受け入れの際、園の方針・保育内容を理解してもらう／地域のこと、生活習慣の違いについて指導／雇主と連携を密に／会社・役場と連絡を取り日本の社会の仕組みを理解してもらう
2) 他児の保護者との関係への配慮 (28、11.5%)	①保護者同志の関係の調整 (17、7.0%)	・保護者同志の交流／各種行事への積極参加／交流の集い／地域ぐるみ・保護者ぐるみで／地域の中におけること／パイプ役
	②国際児の家庭への理解 (11、4.5%)	・理解・協力の呼びかけ／疎外しないように
3 園全体としての体制の整備 (58、23.8%)		
1) 保育者への援助・協力体制作り (37、15.2%)	①保育者とのコミュニケーション／保母への指導・助言／時間をかけるように／一度に子どもに要求せず少しづつとけこめるように／特別扱いしないように	・保育者とのコミュニケーション／保母への指導・助言／時間をかけるように／一度に子どもに要求せず少しづつとけこめるように／特別扱いしないように
	②担任のみでなく園全体でかかわる姿勢／全員の協力／担任のみに負担がからないよう／ゆとりを持って保育できるよう／意見を出し合い問題解決	・担任のみでなく園全体でかかわる姿勢／全員の協力／担任のみに負担がからないよう／ゆとりを持って保育できるよう／意見を出し合い問題解決
2) 受け入れ体制の整備 (21、8.6%)	①受け入れについての職員全体の意志統一／受け入れ前に勉強会・国際児のクラス配置／保育担当者の選任	・受け入れについての職員全体の意志統一／受け入れ前に勉強会・国際児のクラス配置／保育担当者の選任
	②ことば・文化の学習／職員の人間性の向上／他施設での交流の学び／園長自身の研鑽 (国際化への対応)	・ことば・文化の学習／職員の人間性の向上／他施設での交流の学び／園長自身の研鑽 (国際化への対応)

* () 内の数字は、前者が記述数、後者が園(所)長244名に対する記述 数の百分率。記入率は、幼稚園80.8%、保育所76.6%であった。

が多かったが、「自然に」という語は1件のみで少なかった。一方で「特にアジア系の子どもの保育の場合、日本が経済的にも文化的にも高度な国であるといった優越的な言葉、態度は厳に慎むべき」という保育者からは得られなかった記述が見られた。また「差別せず、また必要以上に過保護、過干渉しない」という記述は、異文化交流スキルとしても重要な指摘と思われる。

「他児との関係への配慮」についても保育者とほぼ同様の記述語が見られた。

「園全体としての体制の整備」(23.8%)については、保育者への助言・援助が特徴的であり、特

に、助言・指導の内容としては「時間をかけて(国際児の)指導をする」「一度に理解させようとせず・・・」「園の要求ばかりを一度にしないで少しづつ溶け込めるように・・・」という記述が目立った。また「保育担当者の配慮を補う」「保育者と保護者・子どもとの関係に気を配る」「保育担当者(適任者)の選任」などの記述も園(所)長に特有のものであった。

表13 国際性と保育者養成

	園(所)長 (259)	保育者 (248)
保育者に必須の資質となる	27.9	25.4
少数いれば間に合う	10.1	11.3
それほど本質的な要素ではない	42.2	48.8
必要ない	4.7	3.6

*数字は、無認可保育所関係者を含む（）内の各群の人数に対する百分率。「その他」および無回答は掲載省略。

VI 國際性と國際化

1 國際性と保育者養成

『今後、国際性を備えた保育者の養成が、どの程度必要と思われますか』という問い合わせに対する回答は表13の通りであった。園(所)長、保育者共に、「特に必要ない」と答えたものはごく少数であるが、「国際性は保育者に必須の資質となる」と考えるものは4人に1人であり、「国際性はあった方がよいにしても、保育者としてそれほど本質的な要素ではない」との考えが4~5割で最も多かった。この傾向は、幼稚園関係者と保育園関係者、市部と郡部などの要因を問わず同様であった。

2 保育者の国際性とは何か

「保育者の国際性とはどのようなものか」についての意見(自由記述)を求め、園(所)長243名、保育者231名の記述が得られた。これらの回答内容を分析した結果、①広い視野、②ことば、③心の問題、④その他、⑤無回答の5項目に分類し、幼稚園・保育所別、保育経験・担任経験の有無別に集計したものが、付表11である。全体的傾向としては、保育者の国際性は「広い視野」を持つことであるとしたものが30.8%と最も多く、次いで「ことば」すなわち、国際児の母国語を理解できることとしたものが23.4%、「心の問題」すなわち、国

際児への対応における心遣いとしたものが15.2%、「その他」16.0%、無回答29.5%となっている。

これらの傾向は園(所)長、保育者ともに同様であることが認められるが、無回答が保育者では33%に上っていることは、保育者のとまどいが伺われるようである。

「広い視野」の内容としては、「偏見を持たない」「文化の違いを理解する」「世界の幼児教育を知る」「相互によい点を取り入れる」等が見られた。ここでは、保育経験・担任経験の有無に関係なく、また園(所)長・保育者共に多く言及されており、国際化時代における保育担当者の姿勢の基盤として認識されていると言えよう。

「ことば」については「会話の能力をつける」「生活習慣に関わることばの理解」「語学研修を受ける」等が見られた。このカテゴリーについては、園(所)長に関して保育経験有群よりも無群の方が言及が多く、国際児の保育経験の差異によって、「ことば」が国際児の保育の中に占める比重に対する評価に違いが認められる。

「心の問題」の内容については「心の豊かさ」「愛情」「思いやり」「ふれあいの心」などの記述が見られた。これに関しては、園(所)長、保育者とも保育・担任経験による差異はほとんど認められない。このカテゴリーの記述内容は、保育者に重要な一般的資質として従来より認められてきたものであろう。既に述べたように「国際性は保育者にとって本質的な要素ではない」との意見が多くなったこと、また国際児に対する配慮についても乳幼児の保育一般に通ずる基本的な態度・援助方法が多く挙げられていること、さらに「子どもはみな同じ」という考え方を示す記述が回答中にしばしば見られることなどに注目すると、「異なること」よりも「人間であることの普遍性」の方を強調し、前者を後者によって克服しよう(あるいは、できる)という意識が、多くの保育関係者に存在すると考えられる。

「その他」の回答の中で「日本文化の理解」が挙げられていることは注目すべきであろう。「国際性」は「広い視野」や「ことば」に代表されるような異文化の理解という方向のみでなく、むしろ自国の文化を理解することによって初めて、相手の文化を理解する枠組ができるということであろ

うか。

無回答の率は、保育者の担任経験の無い群で特に高い(41.26%)。国際児に直接接するということが、保育者が国際化あるいは国際性についての認識を深める道程の一つであることが推測できる。

3 「国際化」とは何か

『保育の国際化、国際化とは何か』等についての意見(自由記述)を求め、園(所)長101名(41.7%)、保育者63名(27.3%)の記述が得られた。これを言及事項によって分類し、代表的意見を掲げたものが付表12である。国際化の定義、国際化現象の評価・問題点、行政の責任ある対応への要望、国際化の中での保育現場の役割、国際児受け入れの問題点とその克服のあり方、国際化に対応する保育者の資質と養成、異文化理解教育などについての意見が見られた。

1. 「国際化」とは

「国際化」という言葉は、現代社会のキーワードとして頻繁に用いられているが、その意味するところは必ずしも明確とは言えない。今回も、特に保育関係者に限って得られたものであるにもかかわらず、「国際化」という言葉が持つイメージや「持たせたい」意味には多様なものがある事が示された。その中で、多く指摘されている内容として、「人と人との出会い」「人権の尊重」「自由と平等」「差別なき社会」「どこの国の人も同じ」「人間としておたがいに助け合う」「共存共栄」「異人種・異文化に触れる」「広く学ぶ姿勢」「外国人がスムースにとけこめる環境」「地球規模の交流」「相互理解による平和」「地球的な考え方」「地球人として」「柔軟性」などが取り出せる。このような個々の記述から、「異なった文化を持つ者(あるいは国)同士、お互いを尊重しながら対等な立場でふれあい、理解し合い、助け合うこと、そのことによって地球規模での自由と平和が実現される」というイメージが、漠然としてはいるが、ある程度共有されたものとして抽出できる。このイメージをさらに普遍化すれば、「国際化」という言葉あるいは「国際児」というラベリングも不要である、意識すべきでないという主張(No.19~23:付表の意見番号、以下同様)になるであろう。また、このイメージを保育の場に敷衍すれば、「単に外国人が

増えることが国際化ではなく、子どもが平等に教育・養護を受ける権利が違和感を感じない形で保障されるような保育行政をする使命があり、これを乗り切ることが国際的に日本が評価されること」あるいは「国際児を受け入れただけでなく、その子を通じてノーマライゼーションが実現した時が国際化」という意見となる。また「平等」という意味で、現在の国際化という言葉が欧米との交流ということにのみ結びつく傾向があり、例えばアジア系の人々や国々がイメージされにくいくこと、欧米以外の国々にも開かれた「国際化」であるべきという指摘も見られた(No.24、25)。

一方で、いわゆる「出稼ぎ」のために日本に来る外国人が増える現象を「国際化と言うのは非常に問題」とする意見、外国人労働者が増加することに対する不安を訴える記述も見られる(No.26~31)。さきの指摘(No.24、25)と対応させると「国際化」は特に欧米との専門技術・文化・経済面での交流であり、それは「良い」結果を生みだすと期待されるので歓迎されるが、他の国々からの「出稼ぎ労働者の流入」は日本にとって様々な問題を引き起こすがゆえに、真の国際化とは言えないという意識も根強く存在することが認められる。

2. 保育現場の役割

既述の「国際児の受け入れ理由」についても見られたが、特に国際児の保育経験のある園(所)長から、積極的な受け入れや「真剣な取り組み」の意義、大切さについての意見が目立った。「友好の掛け橋として役に立てれば・・・」、「異なった習慣を持つ人達が地域の中で順応して生きてゆくための良き援助者となる」などは、国際化の中での保育の場の位置付けを示しており、このような外国人の人々に対する援助者、地域との仲介者としての役割の意識は、上述の「国際児を受け入れた場合の配慮」(V3~5)についての回答にも認められたものである。

また保育現場にとっての国際化の意味については、「社会現象としてしっかり受け止め、むしろ先取りしてゆく形で取り組む」という記述に見られるように、単に受け身の形で国際化状況を「受け入れる」のではなく、時代に即した新しい保育を創り出して行くとの意図の感じられる意見や、現

在の教育状況、社会状況が子どもにもたらしている弊害を払拭するための「てこ」として、国際化状況を積極的に位置付け、活用すべきという意見も見られた(No.40、41)。逆に、現在(日本の、あるいは山梨の)子どもの置かれている教育の状況が貧困で、未解決の問題が山積しているから、まずその状況を変革することが優先されるという認識も一方では存在する(No.49、50)。受け入れについては日本人保護者の意識変革、ひいては国民全体の意識の変化がなければむずかしいという意見(No.54~58)、「対象児を保育するのみで手一杯、問題が多くて他児へのプラスは少ない」との意見がある一方で、「できるところから実践を積み重ねて・・・」、「一つ一つ問題を解決してゆく中からだんだんに共通した国際性が育ってゆく」というような、急がず着実な実践への示唆と「心身ともに大変な努力が必要だが、その成果もまたやりがいがある」とする実践の評価も見られた。

VII 保育と国際化（討論）

山梨県における国際児の受け入れ状況、それらをめぐる諸問題について、調査結果を基に検討を行ってきたが、以下にそれらの総括を試みる。

(1) まず国際児の受け入れ状況については、近年の外国籍の山梨県在住人口の急増につれ、幼稚園・保育所への国際児の在籍も顕著な増加傾向にあることが明確に示され、国際児を含めての幼児教育・保育の問題（課題）をあらためて検討すべき段階に至っていることが確認できたと考える。まさに、保育の現場は国際化の最前線になっているのである。国際児の両親の国籍から見ると、双方が外国人である場合と母親が外国人である場合が多く、前者は保育所、後者は幼稚園に多く在籍する。また、前者は比較的郡部に多く、後者は市部が多い。この差は地域における外国籍を持つ人々に対する労働力としての需要が郡部のほうに多いことからきていると思われる。また、保育所関係者の方が国際児の受け入れについて厳しい受け止め方をしている傾向が読み取れた。これは幼稚園と保育所の受け入れている国際児の家庭状況の違い（後者ではいわゆる出稼ぎのための滞在が多く、共働きで両親の労働時間が長い等）、親の双方が日本語ができないことから生じる意志疎通の

困難等の問題点の違いが1つの要因になっていると思われる。

(2) 受け入れの意識の問題については、全体的に国際化という時代であるという認識が強く見られ、そのなかでの乳幼児の教育・保育機関としての社会的役割を担っていること、「どの子も同じように」をキーワードに積極的に対応していくこうという姿勢が伺え、なかでも受け入れ経験を持つ園や担任経験を持つ保育者にその傾向が強く見られる。

しかし、その一方で園（所）長の4割、保育者の半数に消極的姿勢が見られ、その理由として言葉や生活習慣の違い、人手不足等が挙げられている。この言葉の問題については、確かに全体的にも困難点であると考えられている。しかし、言葉は全く克服不可能な問題としてだけ捉えられてはいけではない。言葉は保育者の国際性の1つとして身につけたいと思っている人、受け入れを肯定している群で、特に保育・担任経験のある者に何らかの援助方法の工夫次第で克服できる問題と捉えている人がそれぞれ一定数いることは、既に2つの対応の方向への期待が生れつつあることを伺わせる。なお、受け入れの意識、国際化への意識に少なからず影響を与えていたり要因の1つは、経験の有無である。真剣に密接に対象とかかわることによって国際化の問題を自分の問題として具体的に受け止めていく実経験が、大きいのではないかと思われる。

(3) 外国籍の子どもであろうと同じ人間として平等に対応したい、扱いたいという意識が少なからず見られることは子どもの発達を保障すべき幼稚園・保育所としては当然のことである。だが、保育の場において国際児を含めて多様な子どもの受け入れが進められてきていた現在、この心構え（精神）が実際にひとりひとりの子どもに向かわれるものとするために、保育を支える行政の体制づくりへの努力が不可欠となろう。

(4) 受け入れの姿勢として、「自然に受け入れる」という意見が多く見られたが、これは国際児と従来の在籍児の双方への配慮から、特別視したり、特別扱いしないという意識であり、また特に従来の在籍児の場合と異なる対応を考えているわけではないという意識であろう。援助、指導という点で見ると、確かに従来の保育において入園時

から適応していく過程において原則とされている内容が重視され、実践されている。それらは文化の違いを越えた発達の保障にとって不可欠のものと捉えてよいであろうが、国際児であるがゆえに特にこのような基本的な援助がより重要になると考えられているように思われる。これらの内容もこれから保育の基本となる内容として着眼していく必要があろう。

また、異なる環境である程度育っている子どもには、入園当初の一定期間に安全面、言葉の面等で特別な配慮、指導が必要とされ、そのための工夫、努力が必要であること、保護者との密接な意志疎通をはかり、その子の背景にある文化への理解を深める必要があるという点も国際児の場合、特に意識されているように思われる。

だがこうした力を入れる場合の視点は、あくまで国際児のスムースな適応をはかることにあり、多文化保育への意識はからの保育課題であるように思われる。

(5) 国際児を受け入れた場合、年齢、滞在期間による差があるという意見傾向があるようと思われるが、今回この点について明確にはならなかった。国際児の受け入れは、いくつもの問題があるとしながらも、保育の国際化に貢献すると認識されており、従来の在籍児と保育者にとって大きい影響がある（あった）と捉えられている。さらに従来の在籍児にとって異質な存在を仲間に受け入れ、かかわるという体験が一層促されることになり、特に人間としての気持ちの育ちによい影響があると受け止められているようである。国際児の存在によって、集団全体の様相が変容し、子どもたちにとって新しい環境が編成されつつあるということ、それを積極的に生かしつつあるのが、子ども自身であることを強く認識させられた。この点でも国際児のはうへの着眼があまり見られないということは、多文化保育への意識の問題が大きいであろう。

多文化保育への意識、それへの積極的取り組みはこれからのことにも、その動きはあるようと思われる。例えば、異質な存在とかかわろうとする気持ち、文化の違いを認め知りたいと思う気持ちの現れ等は、大切な着眼点である。

(6) 保育者の国際性という資質は、全体的傾向として必要視されているようであるが、何を国

際性と考えるかという点では、従来でも保育者の資質として考えられている内容と、語学、異文化に関する教養等のように国際化のなかで新たに付加された内容とがある。今回保育者の力量については言及する記述が少なかったが、これは現時点の要求としては従来考えられているような力量がより重視されていることと少なからず関係していると思われる。

ところで、保育者のなかに、国際児の受け入れを日常化した保育を見直すための学習刺激と捉える人、異文化理解の学習が必要である、国際的に視野をひらきたいとする人が一定数出していることを積極的に受け止めておきたい。だが、言葉、生活習慣、育児観の違い、宗教を主な異文化としてのイメージと捉えている人が多いのは、まずは現実的な対応を迫られている現場は、先述したように国際児の適応の問題から出発しているからであろう。この点では多文化保育の課題との関連のなかで異文化や異文化理解の概念について明らかにしていく必要があろう。

(7) 以上のように、山梨県の保育の場では多くの保育者が国際化を受け止めようとし、役割を果たすことに努力している。だが、国際化の保育への課題意識はまだ薄く、多文化保育は今後の研究と実践に期待されなければならない（日本全体としても同様の傾向にあると言えるだろう。）

今回の研究を通じて明らかになったのは、早急に取り組むべき事がらが存在することである。国際化への意識と課題を県内の園、地域に広め、諸問題の解決を共通の課題とすることが必要であり、幼稚園、保育所でのからの努力と子どもたちや保育者によって創り出されつつあるものを育て支援して行く体制を、地域にも、行政にも、研究者の側にも作ることである。我々の共同研究としても、今回の調査を糸口に、多文化保育という課題に迫りたいと考える。

附記

今回の調査にあたり、御多忙にもかかわらず自由記述の多いアンケートに御回答下さった保育関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、私どもの研究が現場での営為を正確に伝え、多方面での関心と論議を呼び起こすことによって、皆様の努力と子どもたちの幸せ、そして眞の国際化に少しでも役立

つことを願って筆を置きます。

(1993年1月8日受理)

註

I

- 1) 大場幸夫他「増加する外国人子女の保育の現状と課題—東京都公立保育園を中心とした実態調査からの報告—」『保育学研究—国際化と保育—』(日本保育学会刊) フレーベル館、1991、p66-74
- 2) 河戸優年「異文化の中での3歳児」『乳幼児の社会的世界』(小嶋秀夫編) 有斐閣、1989、p116-140. ここでは内容を取り上げなかったが同書の宮川充司『アメリカの子どもが日本の幼稚園に』も興味深い研究である。
- 3) 神保和子「海外(香港)在留邦人乳幼児の保育実態と幼児期における国際化について」上掲書『保育学研究』p36-45
- 4) 矢吹美美子「異文化における子どもの発達と国際児としての成長を促す方法に関する研究」上掲書『保育学研究』p113-121
- 5) 矢吹の概念に対し、ここでは日本の保育において国際化を開いていく存在という意味で国際児という言葉を使用している。
- 6) 五十嵐樹「バイリンガルの言語発達について—外国児の保育における問題点」上掲書『保育学研究』p74-83
- 7) 村上百合子「幼児教育における国際化について—留学生の子弟を受け入れた保育園生活」上掲書『保育学研究』p84-92
- 8) 西野美佐子他「思いやりを育てる保育」に取り組んで上掲書『保育学研究』p122-130
- 9) 渡辺のゆり他「国際化時代の保育実践の試み—異質多様性の受容と尊重を目指して—」前掲書『保育学研究』p102-112
- 10) 藤田博子「多民族多文化文化保育における自己の確立」前掲書『保育学研究』p56-66
- 11) 箕浦康子『子供の異文化体験』思索社、1991
- 12) 倉地暁美『対話からの異文化理解』勁草書房、1992
- 13) 赤堀・原田編『国際理解教育のキーワード』(有斐閣、1992)では、異文化理解教育の異文化理解について「異文化理解とは国際理解教育、国際教育の基本概念であり、人権の尊重やグローバルな相互依存の

認識とともに、これから国際社会の課題の解決のために不可欠」とし、その概念を「自分の文化と共通な面をも含めて、化の内容項目について、その違いについての客観的・知的的理解のみならず、それへの共感的理解、つまり相手文化の文脈(人々の生活実感や状況)にそった理解を意味する。」としている。

- 14) 小林・江淵編『多文化教育の比較研究』によればそれは「国家・国民文化間の理解、協力、共存をめざすものとして、とくにユネスコの支持の下に発展してきた」とされ、異文化教育、多文化教育の概念とも重複する。さらに前掲書(13)によればその視点は多様であり、広義には環境教育も国際理解教育に位置づける考え方があるとしている。
- 15) 石川久恵他「保育における異文化理解と受容に関する研究—保育者のオープン・マインド(open-mind)の考察—」前掲書『保育学研究』p93-102
- 16) 玉置哲淳『人権保育とはなにか?—その考え方と具体化への提言』解放出版社、1991
- 17) 藤井敏彦編著『幼児期の平和教育』さ・さ・ら書房、1978
- 18) マドレーヌ・グタール著莊司雅子監修 OMEP 日本委員会訳『平和の種子を育てよう—幼児期からの国際理解と平和教育』建帛社1988

II

- 1) 外国人登録人員国籍別年齢別調査表(平成4年3月末及び平成3年12月31日現在)
- 2) 中国・韓国・朝鮮籍の者を除いた数。
- 3) 県教育委員会『「ことばの指導」手引書』より引用。
- 4) 以上は学校教育課外国籍児童生徒担当、神宮司真佐子氏の談による(1992年10月20日)。
- 5) 甲府市保育所連合会会长落合信郎氏の談による(1992年10月1日)。
- 6) 甲府市児童福祉課児童措置係長河西清氏の談および資料提供による(1992年10月1日)。
- 7) 『保育の友』特集みんな友だちになろう—外国人の子どもの受け入れ(1992、8第40巻第8号、全国社会福祉協議会)による。
- 8) 毎日新聞、1992年1月8日
- 9) 每日新聞、1992年10月2日

付表1 國際児の保育経験・担任経験
A 園(戸行)長

		保育所	幼稚園
保育経験あり	過去に在籍	28 (14.6)	11 (21.2)
	現在在籍	29 (15.1)	5 (9.6)
	過去・現在在籍	27 (14.1)	20 (38.5)
	計	84 (43.8)	36 (69.2)
保育経験なし		108 (56.2)	16 (30.8)
全 体		192	52

B 保育者

		保育所	幼稚園
担任経験あり	過去に担任	24 (13.3)	12 (24.0)
	現在担任	29 (16.0)	9 (18.0)
	過去・現在担任	12 (6.6)	2 (4.0)
	計	65 (35.9)	23 (46.0)
担任経験なし	在籍／担任せず	14 (7.7)	8 (16.0)
	全く未経験	102 (56.4)	18 (36.0)
	計	116 (64.1)	26 (52.0)
全 体		181	50*

* 1名は不明

A、B表とも数字は人数および全体に対する百分率(%)内)を示す。

付表2 國際児受け入れを肯定する理由(回答者の特性との関連)

A] 園長・所長(144)*1	[A] 園長・所長(144)*1			[B] 保育者(112)						
	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	B-3				
	保育経験の有無 あり なし (92)*1 (52)	保育所 (107)	幼稚園 (37)	管理者 全體 (144)	担任経験の有無 あり なし (59) (53)	保育所 (84)	幼稚園 (28)	保育者 全體 (112)		
①国際化時代の要請・国際感覚を育てる	22.8*2	17.3	16.8	32.4	20.8	30.5	22.6	22.6	39.3	26.8
②問題(特に言葉)は克服可能	21.7	7.7	15.0	21.6	16.7	11.9	3.8	3.6	21.4	8.0
③人間として平等に・子どもは同じ	10.9	9.6	10.3	10.8	10.4	18.6	13.2	14.3	21.4	16.1
④保育に欠けるなら国籍の別なし	8.7	5.8	10.3	—	7.6	8.5	13.2	14.3	—	10.7
⑤困っているのだから援助する・ニーズに応じる	5.4	5.8	7.5	—	5.6	11.9	7.5	10.7	7.1	9.8
⑥無条件・拒む理由なし・現在受け入れている	7.6	1.9	3.7	10.8	5.6	6.8	3.8	4.8	7.1	5.4
⑦その他	3.3	—	0.9	5.4	2.1	1.7	—	—	3.6	0.9
⑩条件付き賛成	12.0	15.4	15.9	5.4	13.2	6.8	3.8	7.1	—	5.4
⑪理由の記述なし	21.7	44.2	30.8	27.0	29.9	18.6	41.5	32.1	21.4	29.5

* ()内は各群の受け入れに肯定的な意見であった者的人数。

* 2 各群の受け入れ肯定者数に対する百分率。

付表3 国際児受け入れに消極的な理由（回答者の特性との関連）

	[A] 園・所長(97)*1			[B] 保育者(115)						
	A-1		A-2	A-3	B-1		B-2	B-3		
	保育経験の有無 あり (28)*1	なし (69)	保育所 (82)	幼稚園 (15)	管理者 全休 (97)	担任経験の有無 あり (28)	なし (87)	保育所 (95)	幼稚園 (20)	保育者 全休 (115)
①言葉・生活習慣の違い	50.0**2	47.8	47.6	53.3	48.5	60.7	54.0	56.8	50.0	55.7
②手不足、保育者の増員が必要	14.3	8.7	12.2	—	10.3	10.3	5.7	6.3	10.0	7.0
③経験なく予想できない	7.1	14.5	12.2	13.3	12.4	—	6.9	5.3	5.0	5.2
④保育者または保護者の問題	3.6	—	1.2	—	1.0	14.3	6.9	8.4	10.0	8.7
⑤行政上の問題	10.7	7.2	8.5	6.7	8.2	—	2.3	1.1	5.0	1.7
⑥市町村が決定することだから	—	7.2	4.9	6.7	5.2	—	1.1	1.1	—	0.9
⑦その他	—	1.4	—	6.7	1.0	14.3	—	3.2	5.0	3.5
⑧理由の記述なし	28.6	17.4	22.0	13.3	20.6	3.6	25.3	21.1	15.0	20.0

*1 () 内は各群の受け入れに消極的な意見であった者の人数。

*2 各群の受け入れに消極的であった回答者数に対する百分率。

付表4 国際児の受け入れに関する山梨県の今後の動向の予測（複数回答）

	要因 (人數)	増加し対応 に迫られる	受け入れも 増加する	特定の園が 受け入れる	それほど 増加しない
園長・所長	全休(259)	55.2	64.8	7.7	10.0
	幼稚園(52)	38.5	76.9	5.8	13.5
	保育所(192)	59.9	62.5	7.8	9.9
保育者	無認可(15)	53.3	53.3	13.3	0.0
	全休(248)	42.7	63.3	5.6	8.9
	幼稚園(50)	34.0	66.0	2.0	12.0
	保育所(181)	45.3	61.3	7.2	8.3
担任 経験	無認可(17)	41.2	76.5	0.0	5.9
	あり(91)	52.7	67.0	1.1	3.3
	なし(157)	36.9	61.1	8.3	12.1

* 数字は各群の全回答者数に対する百分率、「その他」「無回答」は省略した。

付表5-A 国際児への対応・援助の困難点
(A) 園(所)長の意見(要因別、順位点および選択率)

要因(N) 事項	全休 (258)	幼稚園 (52)	保育所 (192)	保育経験 あり(122) なし(136)	市部 (117)	郡部 (141)
ことば	1.2(83.7)	1.4(73.1)	1.2(87.0)	1.2(77.9) 1.2(89.7)	1.2(82.1)	1.2(85.8)
保育者との関係	3.2(49.2)	3.3(34.6)	3.2(53.6)	3.0(36.9) 3.3(60.3)	3.1(44.4)	3.3(53.2)
食事・給食関係	3.6(50.4)	4.8(26.9)	3.5(56.8)	3.4(39.3) 3.7(61.0)	3.6(47.9)	3.6(53.2)
諸活動への参加	5.1(31.4)	4.4(23.1)	5.3(32.8)	4.5(24.6) 5.5(37.5)	4.7(26.5)	5.3(35.5)
遊びに関する事	6.4(24.8)	6.7(17.3)	6.3(26.6)	5.9(13.9) 6.5(34.6)	6.0(17.9)	6.5(30.5)
他児との関係	4.5(37.6)	3.4(28.8)	4.7(40.1)	3.8(27.0) 4.9(47.1)	4.4(31.6)	4.5(58.2)
生活習慣・宗教	3.3(60.5)	2.9(57.7)	3.4(59.9)	3.2(48.4) 3.4(72.1)	3.1(64.1)	3.4(58.2)
保護者との関係	3.0(67.8)	2.5(59.6)	3.2(68.8)	2.5(59.8) 3.4(75.0)	3.1(65.0)	3.0(70.2)

* 「幼稚園、保育所」の欄以外は無認可保育所を含む。各欄の数字は前者が順位点、()内の後者が選択率を示す。

付表5-B 國際児への対応・援助の困難点
(B) 保育者の意見 (要因別、順位点および選択率)

要因(N) 事項	全 体 (248)	幼稚園 (50)	保育所 (181)	担 任 経 驚 あり(91) なし(157)	市部 (110)	郡部 (138)
ことば	1.3(85.5)	1.3(72.0)	1.2(88.4)	1.2(83.5) 1.3(86.6)	1.2(82.7)	1.3(87.7)
保育者との関係	3.4(55.6)	3.1(36.0)	3.4(60.8)	3.0(51.6) 3.5(58.0)	3.0(49.1)	3.6(60.9)
食事・給食関係	3.8(51.2)	3.5(26.0)	3.7(56.4)	3.5(48.4) 3.9(52.9)	3.8(48.2)	3.7(53.6)
諸活動への参加	5.4(32.7)	4.7(20.0)	5.5(33.7)	5.2(35.2) 5.6(31.2)	5.7(23.6)	5.3(39.9)
遊びに関する事	6.6(25.8)	6.3(8.0)	6.6(28.7)	6.9(23.1) 6.5(27.4)	7.0(21.8)	6.4(29.0)
他児との関係	4.2(44.4)	3.5(22.0)	4.2(48.6)	3.5(45.1) 4.6(43.9)	4.1(39.1)	4.2(48.6)
生活習慣・宗教	3.2(66.1)	2.5(48.0)	3.4(70.2)	3.6(51.6) 3.1(74.5)	3.2(65.5)	3.3(66.7)
保護者との関係	2.8(73.8)	2.2(66.0)	2.9(74.6)	2.6(71.4) 2.9(75.2)	2.5(69.1)	3.0(77.5)

* 「幼稚園、保育所」の欄以外は無認可保育所を含む。各欄の数字は前者が順位点、()内の後者が選択率を示す。

付表6 國際児受け入れによる影響 (自由記述、複数回答)

幼 稚 園				保 育 所				全 体	カテゴリー別 記述総計	
園 長		教 諭		所 長		保 母			経験 有群 無群 [全休] *2	
保育経験	有(36) 無(16)	計 (52)	有(31) 無(18)	計 (50)*1	有(84) 無(108)	計 (192)	有(80) 無(101)	計 (181)	有(231) 無(243)	計 (475)
他児	+	55.6 75.0	80.6 27.8	61.5 60.0	41.7 37.0	39.1	60.0 51.5	55.2	55.4 44.9	49.9
	-	- -	- -	- -	1.2 -	0.5	- -	-	0.4 -	0.2
	b	13.9 6.3	19.4 11.5	- 12.6	14.3 4.6	8.7	8.8 4.0	5.5	13.0 4.1	8.4
保育担当者	+	27.8 -	16.1 16.7	19.2 16.0	11.9 4.6	7.8	20.0 13.9	16.6	17.7 9.1	13.3
	-	- 12.5	- 3.8	- -	1.2 3.7	2.6	2.5 1.0	1.7	1.3 2.9	2.1
	a	- -	3.2 -	0.2	2.4 2.8	2.6	- 2.0	1.1	1.3 2.1	1.7
保護者	+	11.1 -	9.7 16.7	7.7 12.0	8.3 3.7	5.7	6.3 13.9	10.5	8.2 8.6	8.4
	-	2.8 -	- 1.9	- -	6.0 1.9	3.6	6.3 -	2.8	4.8 0.8	2.7
	a	13.9 -	- 9.6	- -	4.8 1.9	3.1	2.5 3.0	2.8	4.8 2.1	3.4
国際児	+	8.3 -	6.5 -	5.8 4.0	13.1 0.9	6.3 6.3	6.3 3.0	4.4	9.1 1.6	5.3
	-	- -	3.2 -	- 2.0	2.4 0.9	1.6	- -	-	1.3 0.4	0.8
	a	- -	- -	- -	- 0.9	- 0.5	- -	-	- 0.4	0.2
非	+	41.7 18.8	29.0 3.9	34.6 32.0	22.0 48.1	37.0	21.3 33.7	28.2	26.0 39.5	32.8

特 定	-	2.8 -	- 1.9	- -	2.4 3.7 3.1	- 6.9 3.9	1.3 4.5 2.9	31.2(72) 45.3(110) [38.3]
	a	11.1 -	7.7	- -	4.8 2.8 3.6	1.3 - 0.6	0.4 1.2 2.5	
+影響 合計	144.5 93.8	128.8	141.9 65.1	124.0	100.2 94.3 95.9	113.9 116.0 114.9	116.4 103.7 109.7	
-影響 合計	5.6 -	7.7	3.2 -	2.0	13.2 10.2 11.4	8.8 7.9 8.4	9.1 8.6 8.7	
c	8.3 5.6	9.6	6.5 11.1	8.0	9.5 6.5 7.8	10.0 6.9 8.3	9.1 7.4 8.4	9.1(21) 7.4(18)
無回答	8.3 12.5	9.6	19.4 33.3	24.0	19.0 18.5 18.8	13.8 20.8 17.7	15.6 18.9 17.9	15.6(36) 18.9(49)

+ : プラスの影響があるとする記述 - : マイナスの影響があるとする記述

a : プラスマイナスの評価は明確でない記述

b : 他児が国際児を受け入れる姿、様子の記述

c : プラスの影響なし、特に影響なしとする回答で、対象が非特定の記述

数字は()内の各群の人数に対する百分率。本表での「保育経験の有無」については、保育者の場合、「国際児が在籍しているが担任はしていない者」も「経験有」群に含めている。

* 1 保育経験不明者が1名いるため。 * 2 各カテゴリーの記述総数の全回答者数475名に対する百分率。

付表7 他児へのプラスの影響の内容(%)

保育経験	幼稚園		保育所		全 体 有(231) 無(243)	カテゴリー別		
	園長		教諭					
	有(36) 無(16)	有(31) 無(18)	有(84) 無(108)	有(80) 無(101)				
子どもの気持ち・意欲	21.8(7) 3.1(1)	23.3(7) 0(0)	8.0(6) 4.0(3)	7.0(7) 4.0(4)	11.4(27) 3.4(8)	14.7(35)		
視野の広がり	6.3(2) 6.3(2)	0(0) 0(0)	4.0(3) 4.0(4)	3.0(3) 3.0(3)	3.4(8) 3.8(9)	7.2(17)		
外国語への興味・習得	6.3(2) 3.1(1)	20.0(6) 3.3(1)	4.0(3) 2.7(2)	8.0(8) 5.0(5)	8.0(19) 3.8(9)	11.8(28)		
国際感覚・国際性が養われる	3.1(1) 3.1(1)	10.0(3) 10.0(1)	6.7(5) 16.0(12)	2.0(2) 16.0(16)	4.6(11) 12.7(30)	17.3(41)		
異文化理解の芽生え・異文化体験	21.8(7) 15.6(5)	30.0(9) 3.3(1)	14.7(11) 17.3(13)	14.0(14) 16.0(16)	17.3(41) 14.8(35)	32.1(76)		
異文化交流スキルの基礎が養われる	3.1(1) 6.3(2)	0(0) 6.7(2)	4.0(3) 1.3(1)	4.0(4) 3.0(3)	3.4(8) 3.4(8)	6.8(16)		
その 他	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	4.0(4) 6.7(5)	10.0(10) 5.0(5)	5.9(14) 4.2(10)	10.1(24)		
総記述件数	3 2	3 0	7 5	1 0 0	2 3 7			

()内は記述件数。百分率は各群の人数に対して算出。

付表8-A 「基本的な心構え・考え方」の内容

	幼稚園		保育所		全 体	記述総数(218件)に対する各項目の占める割合
	園長	教諭	所長	保母		
保育経験	有(36) 無(16)	有(31) 無(18)	有(84) 無(108)	有(80) 無(101)	有(231) 無(243)	
差別せず平等に扱う	16.7 18.8	3.2 16.7	7.1 8.3	6.3 3.4	7.8 7.8	17.0 (37件)
特別扱いしない	30.6 6.2	32.3 22.2	11.9 8.3	12.5 7.9	17.7 9.1	28.9 (63件)
お互いの違いを理解し尊重しあう	13.9 0.0	0.0 0.0	1.2 0.9	5.0 3.0	4.2 1.6	6.4 (14件)
国際児の背景等を理解する	16.7 18.8	9.7 0.0	16.7 10.2	17.5 17.8	16.0 13.2	31.7 (69件)
その他	5.6 0.0	0.0 0.0	19.0 9.2	3.8 4.0	9.0 5.8	16.1 (35件)

数字は各群の人数に対する百分率。「保育経験の有無」は付表6と同様の分類。

付表8-B 「援助の方法」の内容

	幼稚園		保育所		全 体	記述総数(227件)に対する各項目の占める割合
	園長	教諭	所長	保母		
保育経験	有(36) 無(16)	有(31) 無(18)	有(84) 無(108)	有(80) 無(101)	有(231) 無(243)	
保育担当者・国際児とのコミュニケーション	2.8 6.3	12.9 0.0	14.3 13.0	18.8 14.9	10.4 12.3	23.8 (54件)
他児・国際児とのコミュニケーション	8.3 0.0	16.1 11.1	1.2 12.3	15.0 13.9	9.0 11.9	22.0 (50件)
国際児の気持ちを理解する	5.6 6.3	12.9 5.6	2.4 3.7	12.9 4.0	6.9 4.1	11.5 (26件)
心の安定を図る	11.1 6.3	0.0 11.1	13.1 5.6	12.5 11.9	10.8 8.6	20.3 (46件)
よい点を認め励ます	5.6 0.0	0.0 5.6	1.2 0.0	0.0 0.0	1.3 0.4	1.8 (4件)
その他	0.0 6.3	6.5 5.6	4.8 0.0	11.3 19.8	10.0 9.9	20.7 (47件)

数字は各群の人数に対する百分率。「保育経験の有無」は付表6と同様の分類。

付表9 園全体として配慮すべきことについての保育者の意見（記述例）

1 子どもへの配慮 (105、45.5%)

1) 国際児の受け入れ態度と援助方法 (79、34.2%)

①受け入れ態度 (60、26.0%)

(外国人だという)特別な意識をたないこと／特別視しない／特別扱いしない／まわりの子どもたちと同じように接して行く／国際児に特別なことはせず、みんなと同じ扱いで／受け入れ体制を十分に整え、その後は特に意識せず他児と同様に接する／ごく自然に(全園児)接するように配慮／できるだけ自然に受け入れられるようにする／相手を知ることも大切だが、ここは日本なのだという基本姿勢は持って、変におもねることなく自然体で接していくかないと長続きしない／日本の良さを守りながら自然に受け入れていく必要性／言葉や国は違っても心は同じであることの認識／特別意識を持たずに寛容に、また細かい配慮が必要／特別視せず、平等に接する／どの子も同じように扱う中で、心の痛みを味わわせることのないよう配慮したい／特殊な目で見ないようにする／差別することなくあたたかく受け入れたい／差別せず、みんなと同じように扱ってあげる

②国際児への援助の方向と方法 (19、8.3%)

全体の中でその子どもが安定できるよう、言葉をかけたりその場その場で一つずつ対応してあげる／言葉かけが確実に伝わっているか、そのつど確認する／精神的コミュニケーションを大事に／言葉かけなどを多くし、コミュニケーションを早く持てるように努力し、園生活

付表10 園（所）長として配慮すべきことについての保育者の意見（記述例）

1 子どもへの配慮（幼^{*1}：16、30.8% 保^{*2}：49、25.5%）

1) 国際児の受け入れ態度と援助方法（幼：13、25.0% 保：36、18.8%）

①受け入れ態度（幼：10、19.2% 保：15、7.8%）

特別扱いを避ける／特別視しない／国際児ということを特に表に出す必要はない／自然な対応／一般園児と同じ扱いでよい／差別せず、また必要以上に過保護、過干渉しない／偏見から来る差別への配慮／平等に接して行く／特にアジア系の子どもを保育する場合、彼等の伝統、習俗、習慣を認めつつ、徐々に日本の習慣にならして行かねばならない。日本は経済的にも文化的にも高度な国であるといった優越的な言葉、態度は厳に慎むべき／自分たちの考え方だけが正しいと思わないで相手の習慣、思想も理解してほしい（外国人園長）／人間は皆平等で、幸福になる権利がある

②国際児への援助の方向と方法（幼：3、5.8% 保：21、10.9%）

日本での生活・園生活に楽しくとけ込むことができているか／寂しい思いをしていないか常にチェックし、出来る限り環境をよくするよう心掛ける／居心地のよい場所・空間作りをそつとしてあげて心身の疲労をやわらげてあげる／不安感を取り除く／情緒不安・精神的ストレスの予防に努める／日本の生活に早く慣れるよう、一対一の対応をするよう心掛ける／園全体の流れを早く呑み込めるよう、子や親に言葉かけを多く／ことばの指導／保育教材、食事などへの配慮／生活習慣、宗教への配慮／安全・健康状態を観察し保育する

2) 他児との関係への配慮（幼：3、5.7% 保：13、6.8%）

①関係調整のための援助（幼：2、3.8% 保：9、4.7%）

どうしても特別扱いになりやすいので他児への影響も多く、これをどう解消するか／早く友達ができるように／仲間に入れるような努力／いじめがないように

②国際児理解のための援助（幼：1、1.9% 保：4、2.1%）

みんな同じ世界の人間であること具体的に教えて行きたい／園児に対し、国際性を育てる教育をする（語学、生活習慣、思いやりの心）／分け隔てなく接するよう他児に指導／園児の協調性を養う

2 保護者への配慮（幼：15、28.8% 保：85、44.3%）

1) 国際児の保護者との関係（幼：12、23.1% 保：60、31.3%）

保護者とのコミュニケーション／生活習慣・宗教・保護者の子育て觀の理解／個別にゆっくり話し合の場を／保護者の外国での生活の不安や悩みをわかってあげ、少しでも援助してあげられるような配慮が必要。それにより子どもの安定した園生活ができる／保護者の方からは話すないので、できるだけ声をかけてあげて、身構えずに相手が心開くように努めた／国の生活習慣の違い等を心配して内にこもる保護者の例が多いので、言葉かけを多くし、幼稚園に出向くように／保護者が安心できる雰囲気を作る／親が安定して園の門がくぐれるように配慮、送迎の際保護者を励まし、親近感を持つ／親が安心して預けられる雰囲気を作る／保護者と入園前の話し合いが大切／出身園の生活事情を理解すること、素直に意見交換すること／家庭状況、日本に来る前の状況をよく知る／家庭・家族の状況をしっかりと把握して援護できることなど積極的に対応／園の方針をよく理解してもらう／ことば・生活習慣について細かく伝えて行く／雇用主と連携を密にし、園の方針、保育内容について細かい点まで連絡しあった／園の行事への参加が園への理解につながるよう配慮する

2) 他児の保護者との関係への配慮（幼：3、5.8% 保：25、13.0%）

①保護者同志の関係の調整（幼：0、0.0% 保：17、8.9%）

保護者同志、児童同志、相互の交流が深まるよう各種行事などへの積極参加を促すこと、その環境作りが必要／園全体として交流の集いを設ける／他児の保護者、地域の人達との交流が少しでもできる様に、両者から積極的な態度が示される様に、その場への参加の機会を作ったり、呼びかけたりする／父母が地域の中にもとけめるよう働きかける／保護者の中で国際児の親が孤立しないような配慮・働きかけ

②国際児の家庭への理解（幼：3、5.8% 保：8、4.2%）

他児の保護者の理解と協力を得よう努力する／他児の保護者に対して、子どもを人格ある人間として認めるような基本的考え方のアピールなどを積極的にする／日本人の保護者が外国の子どもを疎外しないように

3 園全体としての体制の整備（幼：11、21.2% 保：47、24.5%）

1) 保育者への援助・協力体制作り（幼：7、13.5% 保：30、15.6%）

保育者とのコミュニケーション／保母の指導への助言／保護者との対応に助言し（保育者に對し）、関係に氣を配るようにする／すべてのことが違うので、時間をかけて仲間になれるよう指導するよう職員に徹底／一度に理解させようとせず、時間をかけるよう配慮し担当保母の手助けをする／園の方針や園の要求ばかりを一度にしないで少しづつ園に溶け込めるようみん

に早くなれさせ不安を取り除く／自然の中で保育者・園児と親しみを持って遊びに取り組み安心感を持つように心掛ける／楽しく安心して登園できるように配慮／食事などなれない時は無理強いせず、連絡を取りながら進めて行く／その国独自の考え方や国がらを受け入れていこうとする態度も必要。それを受け入れながら日本のよさも知ってもらうべき／対象となる国の文化・宗教など調べられることはみんなで知り、少しでも子ども・保護者に歩み寄り近親感を持ちながら誠意を持って接するように努力したい／国際児の言葉・生活習慣など保育者の事前学習が必要／危険が伴わないよう十分気を付ける

2) 他児との関係への配慮 (26、11.3%)

①関係調整のための援助 (17、7.4%)

保育者が積極的に働きかけ、子どもたちの中に入れるようにする／他の子どもたちの中で孤立しないような気配り／いじめ、からかいなどに気を付ける／クラスにこだわらず、だれども遊べるようにして園生活になじませる／子ども同志仲良く遊べるように配慮／他児とのより良い関係を作る

②国際児理解のための援助 (7、3.0%)

どの年齢の子どもたちにもやさしく受け入れてあげるように仕向けて行き国際児が「抵抗」を持たない様にして行く／平等以上にこまやかな援助が必要な場合が多いので、園の子どもたちにもそれを理解させるように心掛ける／生活習慣の違いなどを他児に理解してもらう／国際児の国の様子や日本に来た理由などを話し、友達全員で同じように関われるようにする／偏見を持たないような配慮／友達とのふれあいの場で、そのつど言葉がまだよくわからないうことなど年長の子どもの対して話したりする

③他児へのマイナスの影響の防止 (2、0.9%)

国際児に慣れすぎて、他の子とのコミュニケーションが薄れないように気をつける／いきなり今のクラスに外国の幼児が入ってくれば混乱する。専門の保育者が必要

2 保護者への配慮 (44、19.0%)

1) 保育者と国際児の保護者との関係 (23、10.0%)

コミュニケーション・連絡を密にする／行事などの内容を理解して協力してもらうようにする／信頼関係を深める

2) 他児の保護者との関係への配慮 (21、9.1%)

①保護者同志の関係の調整 (11、4.8%)

行事等に参加しやすい雰囲気を作る／国際児を受け入れていることを知らせ保護者同志の交流を深めて行けるようにする／国際児の家庭と他の保護者や地域とのコミュニケーションのパイプ役になる

②国際児の家庭への理解 (10、4.3%)

他児の保護者への協力を呼びかけ、保育者・子ども・保護者と園全体での受け入れ体制を十分にする／偏見を持たないような働きかけ／日本人の親に対する理解と啓蒙を深められる働きかけ

3 園全体としての体制の整備 (68、29.4%)

1) 保育者全体の協力体制 (56、24.2%)

職員全員があたたか之心で迎え、積極的に声をかけふれあいを持っていく／全員の保母が他児と変りなく接するようにする／担任だけに任せず、全職員が協力しあうこと／担任が見ていない所で他の子どもたちとどのような関わりを持っているか職員全員で見守って行く／担任のみに任せ全職員が同じような留意点を持ち、安心して通園できるように配慮する／ゆっくりした口調で言葉をかけてあげてほしい／保護者に対する対応の仕方を十分に話し合つておくべき／全職員がその子の家庭の状況を把握しておく／担任を中心に園全体の問題として考えて行く／細かい面での意志疎通が欠けないよう、担任に任せてしまうのではなく、全体の中で補いあうことが必要／職員全体会が連絡を取り合って同じような態度で接して行く／みんなで暖かく見守ってあげる／担任だけでなく常に保母集団として保育する心構え／保育者同志のチームワークとコミュニケーション／だれもがその子の担任である気持ちで／職員間の連絡を十分にとり対象児に入りやすい場を作る／担任のみに負担が掛からないようにする

2) 受け入れ体制の整備 (12、5.2%)

国際児が一クラスに偏らないように配慮／国際児を同じクラスに集めて少数で保育／園にすぐなじめるような環境設定をして行く／身近で通訳できる人を捜しておく／良き仲介者を得ることも大事／各職員が会話ができるようにしておく／入所案内などその国の言葉で書かれたものを用意する／受け入れの是非について話し合って決める／受け入れることについて職員全体の意志統一をはかり園内研修を重ねて行く

* () 内の数字は、前者が記述数、後者が記述数の保育者231名（無認可保育 所は除く）に対する百分率。記入率は、幼稚園80.0%、保育所75.7%であった。

なで見守る／生活習慣・宗教の違いなどに配慮することは必要だが特別な扱いや特別な目で見ないことが大切なことを職員に理解してもらう配慮／園全体で特別扱いを禁止／国際児に対する情報を密に取り合い十分な配慮ができるようにする／担任だけでなく、園全体で関わって行く姿勢を大切に／担任に負担がかかり過ぎないよう配慮／心と身体にゆとりを持って保育できるよう配慮／トラブルが起きた場合の問題解決と原因究明／職員会議等で苦慮している点など意見を出し合い、対応を見つける／保育担当者の配慮を補う／保育者と子どもの関係がうまく行くよう配慮／児童の行動のすべてに目を配り、遊びの中で仲間外れやいじめなどがないかを担任の目の行き届きにいく所まで目を向ける／子ども同志の関係、保育者の姿勢、その子の家庭環境など、常にバックからチェックするよう、心掛ける／保育者を通し、また自分の目で子どもの状態をよく把握しておく／教師が自然に振る舞えるような環境作りとバックアップ

2) 受け入れ体制の整備（幼：4、7、7% 保：17、8、9%）

職員一人一人の人間性の向上、英会話を学ぶなどの努力／日常会話の研修を心掛ける／国際化に対応しうる園長自身の研鑽／職員にも他国の習慣を知つてもらいたい良い面は取入れる／外国の文化・ことばなどを学び国際感覚を養う／他施設での交流を学ぶ／地球規模で子どもの保育を考える／担任に無理が掛からないよう、子どもや親の状態や園の施設の状態を検討したうえで入園許可を出すようにする／全職員が納得した上で受け入れる／受け入れる前に勉強会を持ち、毎日会議の中で問題点を話し合う／同じクラスに偏らないよう配慮／ベテランの保母に担任させる／キャリアのある者に担当させる／国際児担当者として適任者を見極める／担当保母を決めないと受け入れは難しい（放任してしまう）／予防接種等の徹底

* 1 幼稚園長（52名）の記述数および52名に対する百分率、記入率は80.8%。

* 2 保育園（所）長（192名）の記述数および92名に対する百分率、記入率は76.6%。

付表11 保育者の国際性とは（自由記述）

カテゴリー	保育・ 担任経 験	幼 稚 園		保 育 所		全 体	
		園長	教諭	所長	保母	園（所）長	保育者
①広い視野	有	41.0	17.4	27.4	38.5	31.7	33.0
	無	23.1	25.9	31.8	29.3	30.8	28.7
②ことば	有	15.4	26.1	15.5	23.1	15.5	23.9
	無	30.8	25.9	26.2	27.6	26.7	27.3
③心の問題	有	12.8	26.1	17.9	15.4	16.3	18.2
	無	7.7	18.5	18.7	8.6	17.5	10.5
④その他	有	25.6	34.8	16.7	16.9	19.5	21.6
	無	23.1	14.8	12.2	11.2	13.3	11.9
⑤無回答	有	18.0	4.4	27.4	26.2	24.4	20.5
	無	15.4	37.0	29.0	42.2	27.5	41.3

数字は各群の人数に対する百分率。

付表12 「国際化」・「保育の国際化」とは何か（自由記述より）

1. 国 際化と は	1 特別深く考えることでなく、自然なこと。人と人とが出会い、時間を共有することだから。たまたま生れた国、育った国が違っただけのことである。（○園長）
	2 人間が人間の命を尊び人権を尊重し自由と平等をめざし、差別をしない社会に生きること。どこでもどこの国でも誰もがこの目標を達成すること。（○園長）
①一般 的定義	3 ブラジル、バングラデッシュの方たちとおつきあいして、どこの国の人も皆同じだと素直に思えるようになった。ブラジルの人達の現在の大変な生活を知り、バングラデッシュへ旅行した息子からの話で今の日本がどれほど豊かなのがも知った。PKOで大活躍した日本だが、もっと身近なところで日本人一人一人が国際貢献できるのではないか。今日本で生活している人達が「日本はよい！」という印象を持ってくれるか心配。（○主任）
	4 保育者が異人種、異文化に触れて、知識的にも人間的にもより豊かな自己を形成して行くとともに、異なった習慣を持った人達が、この地域の中でいかに順応して生きて行けるか、そのための良き援助者となることが国際化の一つの面。（○園長）
	5 人は皆平等。日本人・外国人の区別なく、子どもたちがすくすく成長するための心配りをしてやろうと考えている。（○所長）
	6 町民としての手続きができると、特に拒むことなく受け入れている。現在外国人が日本に来る背景を考えた時、子どもが一番影響を受けているので。国際化には種々の障害があるが、人間性豊かな人格を築く上にも良い傾向で、人間お互いに助け合い、理解をし、共存共栄して行かねばならない。（○所長）
	7 国際化が叫ばれている現代、国際児の受け入れは横溝的にされるべきと考える。園だけでなく地域にあって一般人も諸外国に目を向け、外国語など学ぶ機会・場が

- 欲しい。国際化はまず日本人の広く学ぶ姿勢。（○園長代理）
- 8 外国人の人々がスムースにとけこめる生活環境を作っていく事。（無・主任）
- 9 現在のように情報化が進んで来ると自國のことのみに留まっているわけには行かない。地球規模に立って世界の交流が著しく盛んになっていく。これは世界が平和であってこそ成り立つ。このためには世界の国々が相互理解をすることが必要である。外国人を受け入れて一緒に生活することは理解につながるものになると思う。行政機関は外国人を受け入れるよう体制を整えることが必要。（無・園長）
- 10 21世紀は政治、経済、文化、教育等についても常に地球的な考え方で対応しなければならない。そのためにはまずは人的交流の多くなることが大切。（無・園長）
- 11 幼児保育に限らず、学校教育でも指導理念・方法が日本と欧米はかなり違う。殻にこもらず柔らかい頭で良いことは導入する、これが国際化と思う。（無・園長）
- 12 幼児教育は世界共通のようにも思う。だから保育の国際化という意味がよくわからない。しかし、日本が世界に追いついた今、個性と創造性を持ち、日本の豊かな文化を受け継いで国際社会で活躍して欲しいと思っている。（●園長）
-
- 13 ただ単に外国人が増えることによって山梨県が国際化したとは考えない。子どもは児童憲章にもあるように平等に養護と教育を受ける権利がある。それをいかに達和感を感じない形で保育行政に生かすかが今後の行政の使命でもある。これを乗り切ることが国際的にも日本が評価されること。（無・所長）
- 14 國際児を受け入れたからそれが国際化とは考えられない。その子を通してノーマライゼーションが行なわれるようになった時、国際化と考えたい。（無・園長）
- 15 要は、国、思想、生活習慣、歴史、宗教用、様々な違いはあっても「人間同志」として理解し合い、「地球人」としてお互いに理解し尊重し合う姿勢の育成、その努力をすることが国際化。入り混じればよいということではない。（無・園長）
-
- 16 自分たちが日本人として一人前になることが、国際化の第一歩。（無・園長）
- 17 国際化とは、日本はどうあるべきかの論議が十分に尽くされること。（○園長）
- 18 国際化だからといって外にばかり目を向けずに、日本人として古くから大切にしているものは伝えていくことが大事であり失いたくないものだと思う。（●主任）
-
- ②「国際化」
「国際児」という用語は不要
- 19 特に国際化という言葉も必要なし。そのままを認める保育者の姿勢の問題を考える。（無・園長）
- 20 国際児などと考えるのではなく、みんな友達など、生活習慣の違いなど乗り越えて、いろいろな人たちに触れ合っていくことが大切。（☆）
- 21 「国際児」「国際化」を過度に意識しない事が国際化であると思う。（○園長）
- 22 行政には行政の任務があり最善を尽くして欲しいが、なぜか行政が国際化に動けば動く程差別化が促進されてしまう。身構えずにする国際化への努力が本当の姿だろう。国際児と称する前に人間は人間であるという意識があればよいのだと思う。国境や国家の主権は今後も存在していくだろうが、人ととの関わりには国境がなくなっていくことが理想。国際化とは人の心の中にある問題。（○園長）
- 23 自らの哲学と生活信条とを明確とし、いかなる結果に対しても、それを自らに引き受ける責任をもって行動すること。特に国際性などという言葉を意識する必要なものではないと思う。（○園長）
-
- ③アジアに開かれた「国際化」
- 24 国際児といつても、欧米人が入って来る場合良い待遇で受け入れるのに対し、中国、韓国などアジアからの受け入れに対しては疑問と思われる面も多々あった。これからどんどん他の国籍の人が進出して来ると思われる中、自分の国だけでなく他の国の文化や歴史など理解して、国際化を教師は受け止めてゆくべき。（○主任）
- 25 現在アメリカ人の子どもを受け持っているが、果たしてアジア系の子どもであった場合（そう考えること自体おかしいのだが）今のような保育ができるかと考えてしまう。国際化といっても欧米に対してだけ開かれるのではなく、広い意味で意識改革していくことは大切。（☆）
-
- ④「出稼ぎ外国人」への抵抗感
- 26 こういう現象（単に日本を豊かな国ととらえ働きに来る）を国際化というには非常に問題がある。行政的にしっかり対応して行かないと外国人もそれに関わった人もトラブルがあっても大変なことになる。個人的には、祖先がブラジルや諸外国へ出稼ぎに行った歴史を考え、受け入れた以上は暖かく生活させてあげたいと考えて保育に当たっている。（○保育者）
- 27 日本に永住する場合、帰国時については行政的にもきちんとした受入体制を整えるべきだが、出稼ぎに来ている外国人の子どもを、現場を混乱させてまで保育することについては考慮する必要があるのでは。（無・所長）
- 28 他の園の話を聞くと、両親が労働の目的で日本に来ているので、子どもの病気などに対してもあまり重視する態度に欠ける面が多いため、一口に国際化と言ってもまだまだ程違ひような気がする。（無・園長）
-
- ⑤外国人増加への不安感
- 29 街で見かける外国人がいつの間にか普通になり、保育園にも言葉の通じないお友達の入園を驚かずの雰囲気が出てきているが、眞の国際化には違いものがある。外国人・帰国者の入園が増加する方向にあり不安を感じている。（○園長）
- 30 これからはますます国際化されると予想されるので、外国人意識を特に持たなく

		ともよい状態となる。でも自分はやはり純粋な日本人にこだわっているので、外国人が増えることに不安がいっぱい。（無・所長）
	31	国際化と理論では理解できるが、実際に受け入れるとなると実に難しい。当園ではそうした状況に直面していないので不安である。外国人労働者が田舎の方まで目立つ時代、今後の大きな課題。（無・所長）
2. 行政の責任	32	この問題は保育園とか学校単位でなく市町村全体で考えてゆくべき。かつて園児のいとこがアメリカから来て数日間園で遊んで行った。その父親（アメリカ人）から向こうの子育てについて話をしてもらい好評だった事がある。その子が入学後また地区の小学校に一時入学して夏休みを過ごし、子ども同士仲良く日本語もマスターして帰国し、向こうの小学校でも役立っているとの事。そうした融通性をもって親交を図ってゆきたい。（無・園長）
	33	保育所のみならず、小中学校など現場では多くの問題と対応を迫られている。国レベルの問題として、責任ある対応を早急に望みたい。（○園長）
	34	国際化ということで幅広く受け入れるのはよいが、行政の組織がしっかりとしないと現場での対応が大変な時があるのでこれから考えて欲しい。（●所長代理）
	35	国際児を受け入れる場合、必ずきちんと措置できる状態にすることが必要。法律的な問題も国際間では起こることも考えられる（予防接種関係等）。（○主任）
	36	国際児の多い保育園の場合、～名に保母一人というような基準を作り、行政に援助してほしい。どこの国人であれ自然に受け入れるのが眞の国際化だと思うが、「自然」になる前の段階として、色々と大変なことがあると思う。（○園長）
	37	日本における外国人の数は急増し、幼稚園においても国際化は時間の問題。受け入れの用意はあっても園だけでなく、行政による援助がなければ難しい。（☆）
	38	国籍、障害の有無に関わらずどの子も教育を受ける権利がある。大人の偏見で子どもを見ず、自由に子どもを受け入れられたらしいと思う。これからは俗に言う「出稼ぎ労働者」として子どもを連れて日本に来る外国人、日系人が更に増える。そういう場合の受け入れも行政や園で考えていかなければならない。（☆）
3. 保育現場の役割	39	入所の必要があるのなら、受け入れは当然。日本社会が国際化している以上、保育にその波がかぶるのも当然。社会現象としてしっかり受け止め、むしろ先取りして行く形で取り組んで行きたい。（○主任）
①積極的受け入れ	40	管理・画一・硬直化した現在の教育がもたらした諸悪弊を少しでも払拭するためには、自由化・個性化・国際化が求められる。（○園長）
	41	社会的に国際化されているので、保育の点でも国際化を目指すべき。核家族が進む中、他との触れ合いが少くなりまわりに無関心になっているので、それを大きく解決することはなくても、少しでも国際児を受け入れることで人との触れ合いができたらと考える。（☆）
	42	もはや日本の単位だけでは経済情勢を考えられない時期に来ているため、日本就労の外国人の子どもは保育に欠ける子どもとしてどこでも受け入れなければならない。また外国への往来も頻繁になり日本の生活文化も変化してきている。そのような変化を認めた保育所入所を国も園側も考えて行かなければならない。（○園長）
	43	どうしても日本人はちょっと雰囲気の変った人がいると白い目で見る。これからは障害者もそうだが、保育所の門を開き、職員も広い気持ちで様々な条件の子どもを受け入れていくべき。それが自分たちの勉強になる。（○主任）
	44	外国人労働者が増えてきた今、保育の現場でもできるだけ対応できたらと思う。言葉や習慣が違っても同じ人間だし、国際児だからといって特別構える事もない。受け入れ側というより一体化して自然な形で生活を共にしていきたい。（無）
	45	世界は国際化に向けて進展している。経済的理由ばかりでなく国際交流は必然。国際児の受け入れ対策については、真剣に取り組んで行くべき。（無・園長）
	46	我が国の国際化は日に日に進んでいる。行政の対応を待っていたのでは間に合わない。近い将来多くの深刻な問題が出てくる。そのいくつかは幼児教育にも波及して来る。従って、我々幼児教育に携わるものは、このことについて十分に考え、その具体的な対応策を至急検討すべきであると思う。（●園長）
	47	生活習慣の違いがあっても世界平和が第一と考え、行政と連係し専門者のアドバイスを受けて受け入れ、友好の掛け橋として役に立てればと思う。（無・園長）
	48	大勢の外国人労働者が町に入っている。生活習慣の違いからのトラブルを避けるよう、知識を身に付け、恐れず現実のニーズに応えられるような努力はしていただきたい。（無・主任）
②他に優先課題あり	49	現在の山梨県の幼児教育の程度、状態では、国際児を受け入れてもその子の不幸につながるだけ。教育の現状を根本的に改革しなければ無理。国際児の問題もさることながら、今の一般の子の確かな発達の保障が必要。（○園長）
	50	国際化について、また外国人受け入れについては安直には考えたくない。現時点でも教育上未解決の問題が山積している。何が先決かを考えたい。（無・園長）
③受け入れの困難さ	51	対象児を保育するのみで、国際化には程遠い。問題が多くて他児へのプラスは少ない。（無・所長）
	52	今日本に入って来ている子どもの国籍が多様すぎ対応し切れない。（無・園長）
	53	問題が起きた場合、価値観の違い立法上の違いなどにより解決が難しいケースが出る事を心配する。（無・園長）

4. 受け入れへの障害とその克服 ①意識変革の必要性	54 園児・保育者・保護者も、園を通してのつきあいの中ではスムースに行っているが、部落の中に住みたい希望があっても回りの住人の反対にあい住宅も借りられないでいる。国際化とは、日本人の意識を変えてゆくことだと感じる。(○園長)
	55 在園児の保護者とのつながりもあるべきである。現在の日本では色の違った子どもには子どもだけでなく保護者にも圧力がかかる。(○主任)
	56 日本人の保護者の考え方方が柔軟にならないと子どもに影響する。(無・所長)
	57 子どもは万国共通といわれるが学んだり遊んだりしていく上で差別があつてはならない。子ども同志はそんなに国籍を意識していない。大人の考えが子どもにも反映する部分が多い。親の意識を知ることも大切。(無)
	58 山梨県・県民の国際化は進みにくいと思う。本来「国際」とは国と国との交際を指すものと思う。国の対応、国民全体の意識が変化しなければ、眞の国際化はむずかしいように思う。(○園長)
	59 國際児を受け入れ、ますできるところから実践を積み重ねて行く。その中からプラス面・マイナス面も明確になってくるので、討議を重ねて行く。(無・主任)
	60 問題があれば一つ一つ解決してゆく中で、だんだんに共通した国際性が育つてゆくと思う。保育の面だけでなく、人類が手をつなぎ世界を平和にしてゆくというそのことが眞の国際化であると思う。(○園長)
	61 広い視野に立って、皆仲間である事を園児達も理解でき、多くの人と知り合える事は大切。言葉や生活の仕方について慣れるまではいろいろな面で配慮し、心身共に大変な努力が必要だが、その成果もまたやりがいがある。(○園長)
	62 外国から日本へ来たのだから、日本人のための保育を受ければよいのであって、日本人があえて外国人としての保育をする必要はない。ただし、受け入れた場合は日本人の子どもと同じように、養護と教育の保障のために努力すべき。(○所長)
	63 特に外国人だからということでなく今までの保育体制で受け入れる。(○園長)
5. 国際化の中の保育 ①保育の方向・異文化との考え方	64 日本語を理解してもらい、日本の文化・経済・生活などよい点を学んでもらう。(○所長)
	65 日本で生活する以上、日本語を学ぶ事が大切なので、日常最低限必要な言葉は日本語で教える。(無・所長)
	66 保育は普遍的なものと思うので、国が違っても本質は変わらない。ごく自然に対応すれば良い。(無)
	67 平常保育の中で1週間に一度外国人とふれあう機会を持たせたいと、中国から研修に来た女性に来園願い中国の子どもの様子を話してもらった。次回は欧米人を考えている。(●)
	68 偏見をなくし、平等・平和などを保育の中で育んでゆきたい。(●主任)
	69 今後保育現場で外国の国々が身近に触れられるような環境作りをして行きたい。(無・主任)
	70 文化・生活習慣の差を考えると保育者養成は難しい問題をはらむ。(○園長)
	71 外国経験があり、外国語が話せ、広い見識のある保育者(○園長)
	72 母親が日本人だったので言葉・食事の問題は少なかったが、両親が外国人だったら大変だったと思う。研修等に参加して国際化保育に頑張りたい。(○主任)
	73 広く他民族を受け入れる姿勢を持つ事が一番難しく大切な事。相互の理解のために保母は保育だけでなく、広く一般的な知識と教養を深める必要がある。(無)
②保育の中の異文化理解教育	74 今は保育園も色々な子どもたちを預かっているので、保育者の研修や勉強する場が多く必要となっている(日本人の子どもでも大変なので)。(無・主任)
	75 これからは保母も経験だけではなく、豊富な知識が必要であり、対応して行かなければならぬと思う。(無・園長)
	76 できれば教師に外国滞在の経験を持たせたく、交渉中。(○園長)

●過去に国際児の保育経験のある園、○現在保育中の園、○過去・現在とも保育経験のある園
☆国際児の担任経験のある保育者、「無」保育経験・担任経験のない園(所)長あるいは保育者「園(所)長」あるいは「主任」とないものは「保育者」を示す。